（案）

第２次防府市教育振興基本計画

令和３年度　⇨　令和７年度

（パブリックコメント用）

令和　年（　　年）　月

防府市教育委員会

目　　次

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨 …… １
2　計画の位置付け …… ２
3　計画の策定体制 …… ２
4　計画の期間 …… ３
5　計画の構成 …… ３

第２章　防府市の教育を取り巻く現状と課題

1　教育を取り巻く社会の動向 …… ４
2　本市の教育の状況 …… ６
3　子どもの状況 …… ８

第３章　計画の基本的な考え方

1　本市教育のめざす姿 …… １３
2　基本目標 …… １４
3　施策の柱 …… １５
4　概念図 …… １６

第４章　今後取り組むべき施策

1　施策体系 …… １７
2　基本施策 …… １９

Ⅰ　知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

①　キャリア教育の推進 …… １９
②　確かな学力の育成 …… ２１
③　社会の変化に対応した教育の充実 …… ２３
④　ＩＣＴ環境の整備と学習活動の充実 …… ２５
⑤　学校図書館の充実と読書活動の推進 …… ２７
⑥　心の教育の充実 …… ２９
⑦　生徒指導・相談体制の充実 …… ３１
⑧　健康教育の推進 …… ３３
⑨　安全・安心な学校給食の推進 …… ３５
⑩　特別支援教育の充実 …… ３７
⑪　幼児教育の充実 …… ３９

Ⅱ　地域ぐるみの教育の推進
① 地域とともにある学校づくりの推進 ····· ４１
② 青少年の健全育成 ····· ４３

Ⅲ　一人ひとりがきらめく生涯学習の推進
① 生涯学習機会の充実····· ４５
② 生涯学習を支える人材の育成と活用····· ４７
③ 人権学習の推進····· ４９
④ 生涯学習の拠点となる施設の充実····· ５０
⑤ 図書館の充実と読書活動の推進····· ５１

Ⅳ　安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進
① 安全・安心な施設整備、教育環境の確保····· ５４
② 学校安全の推進····· ５６
③ 校種間連携・小中一貫教育の推進····· ５８
④ 教育機会の確保····· ６０
⑤ 学校における働き方改革の推進····· ６２
⑥ 教職員の資質能力の向上····· ６４

Ⅴ　郷土の文化・伝統の継承と創造の推進
① 文化財の保存····· ６５
② 文化財の活用····· ６７

第５章　計画の推進に向けて

1　目標指標 ····· ６８
2　計画の推進 ····· ７１

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

平成１８年（2006 年）１２月に教育基本法が改正され、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、豊かな情操、道徳心や公共の精神、生命や自然の尊重、伝統と文化の尊重といった教育の目標を掲げるなど、新しい時代の教育の理念が明確に示されました。

この教育基本法には、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため教育振興基本計画を策定し、また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

防府市教育委員会では、教育基本法の趣旨を踏まえ、平成２６年（2014 年）３月に「防府市教育振興基本計画」（平成２６年度（2014 年度）から令和２年度（2020 年度）まで）を策定し、「主体的にたくましく生き抜く力と豊かな人間性を備えた人材の育成」を基本目標に掲げ、様々な教育施策を総合的、計画的に進めてまいりました。

近年、急速に進む人口減少・高齢化や技術革新・グローバル化の進展など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに今後の社会は、人生１００年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会の実現に向けた技術革新が急速に進んでいます。

こうした中、国においては「第３期教育振興基本計画」が平成３０年（2018 年）６月に閣議決定され、平成３０年（2018 年）１０月には「山口県教育振興基本計画（2018-2022)」が策定されたことから、それらを踏まえ、国や社会の状況、子どもたちの状況を的確に捉えた上で、これまで進めてきた取組を継承するとともに発展させ、今後５年間の本市教育のめざす方向性と施策等を示すため第２期の教育振興基本計画を策定するものです。

２　計画の位置付け

本計画は、教育基本法第１７条第２項に規定する地方公共団体が定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けるもので、本市の最上位計画である第５次防府市総合計画の教育分野における部門別計画として、防府市教育委員会が所管する施策を網羅するものです。

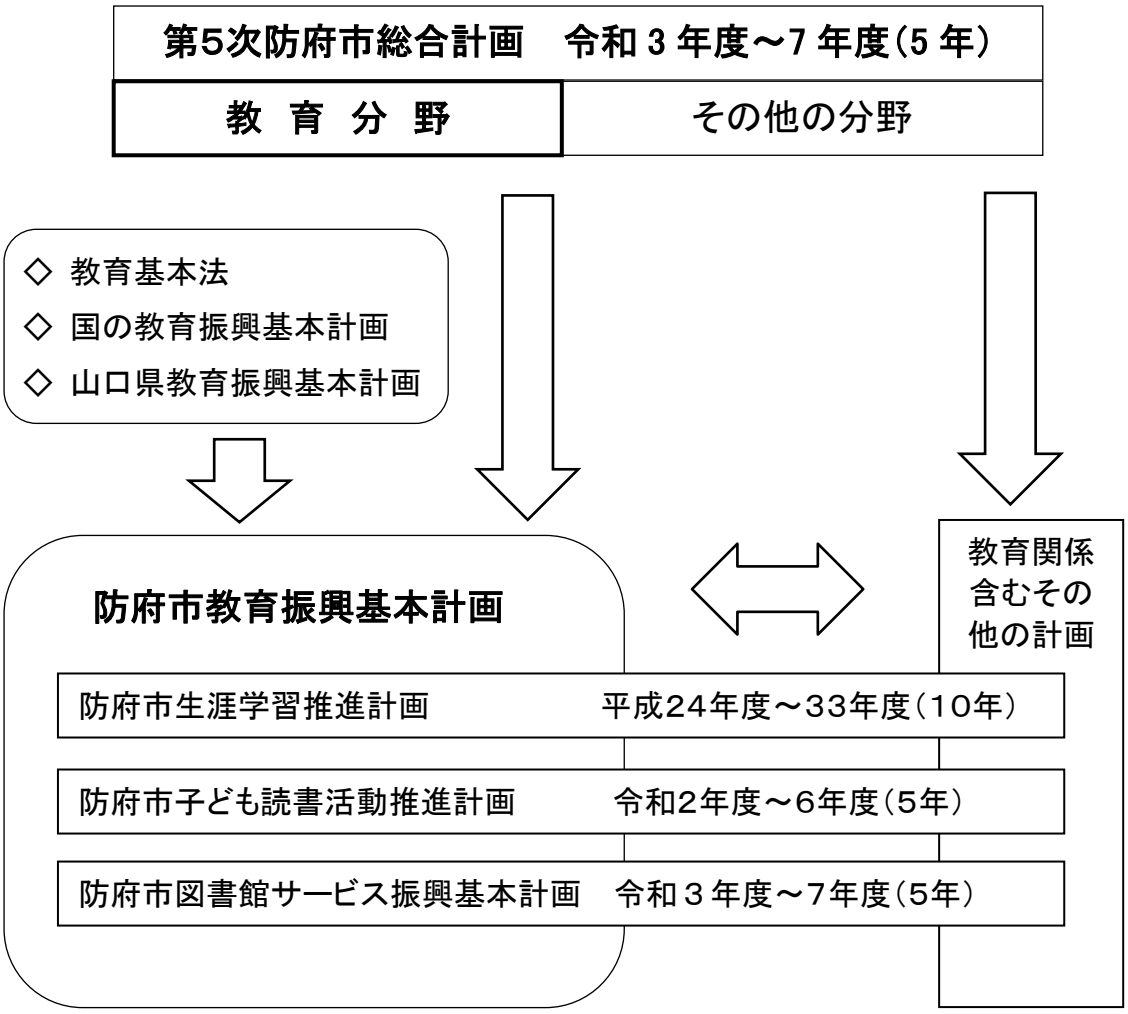

３　計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、学校教育関係者、各種団体関係者及び公募の市民で構成された「防府市教育振興基本計画策定委員会」で協議、検討いただきました。

また、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

４　計画の期間

計画の期間は、令和３年度（2021 年度）から第５次防府市総合計画の終了年度となる令和７年度（2025 年度）までの５年間とします。

計画期間内は、毎年度、事業の取組状況について点検・評価を行い、次年度の事業に反映させます。

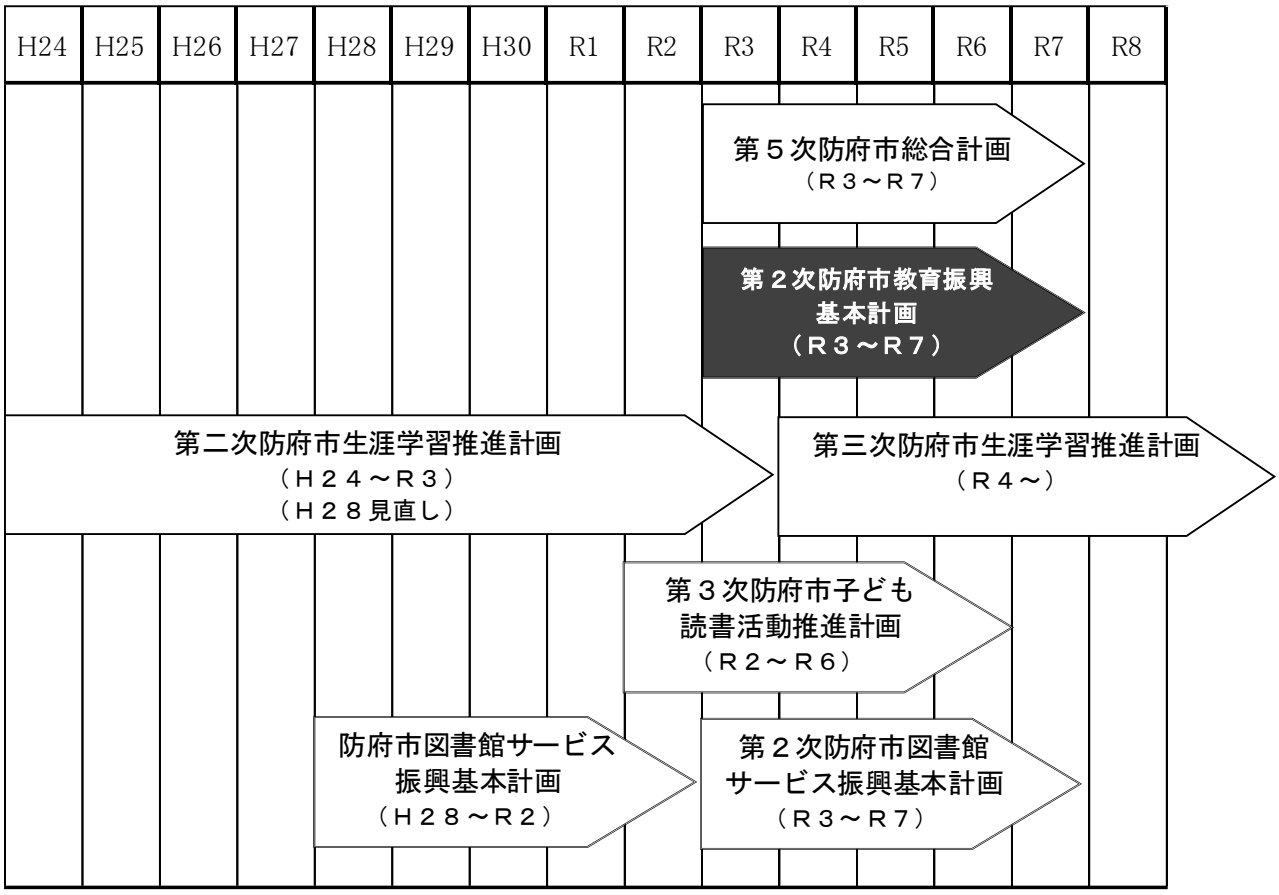

５　計画の構成

本計画は、「第１章　計画の策定にあたって」、「第２章　防府市の教育を取り巻く現状と課題」、「第３章　計画の基本的な考え方」、「第４章　今後取り組むべき施策」、「第５章　計画の推進に向けて」の５章で構成しました。

第１章では計画策定の趣旨などの基本的事項を示し、第２章で教育を取り巻く社会の動向や本市教育の課題を明らかにした上で、第３章において本市教育のめざす姿や基本目標など、今後５年間の本市の教育目標を設定しています。第４章では、基本目標の達成に向けた基本施策と具体的な取組の内容を体系的に整理し、第５章において計画の推進体制や目標指標を設定しています。

第２章　防府市の教育を取り巻く現状と課題

１　教育を取り巻く社会の動向

（１）人口減少・高齢化の進展

我が国の人口は、平成２０年（2008 年）をピークに減少局面にあり、令和１２年（2030 年）にかけて２０代、３０代の若い世代が約２割減少するほか、６５歳以上が我が国の総人口の３割を超えるなど、年少人口及び生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。また、６５歳以上の中でも、７５歳以上が多数を占め、現在よりも寿命がさらに延びていくとの指摘もあります。

本市の将来人口は、国及び県の人口減少率よりは小さいものの令和４２年（2060 年）に約９万人に減少すると予測されています。年齢３区分別人口については、年少人口及び生産年齢人口は今後も減少する一方で、老齢人口は既に総人口の３割を超えており、この割合は今後も増加することが予想されます。

【防府市の人口の推移と将来推計】　（単位：人）

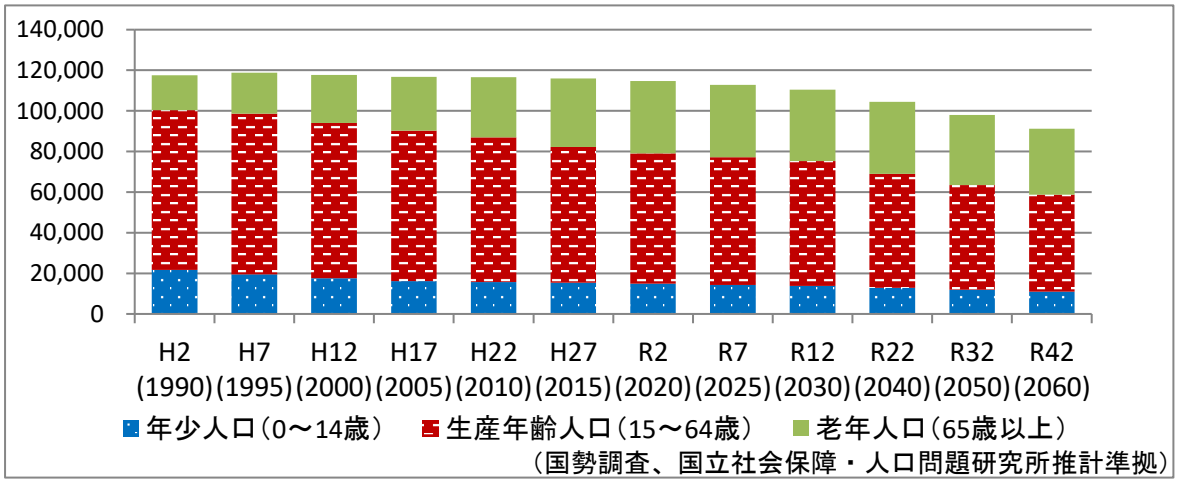

（２）急速な技術革新とグローバル化の進展

2030 年頃には、ＡＩ等をはじめとする技術革新が進み、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。あらゆるものがインターネットに繋がり、社会や経済、情報のグローバル化が進展し、多様な情報へ触れることが容易になる一方で、その情報の意味を詳しく調べたり、文章の構造や内容を的確に捉え、読み解く力に課題があるとの指摘もあります。

また、あらゆる場所でグローバル化は加速し、地域が直接世界とつながる時代にあって、各地域においてもグローバルな視点をもって豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が重要となっています。

（３）地域間格差や社会経済的な課題

東京一極集中の傾向が加速し、全人口の４分の１以上が東京圏に集中する中で、地方公共団体の消滅可能性についての分析が民間機関より発表されています。こうした中、少子高齢化や人口減少の進行もあり、経済活動の動向は地域間でばらつきが見られ、東京圏とその他の地域との間には、一人当たり県民所得等に格差が生じています。また、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子どもの学力や４年制大学への進学率との相関関係が指摘されています。

（４）様々な災害等への対応

近年、局地的な集中豪雨による風水害や地震などの自然災害が毎年のように発生しています。本市に甚大な被害をもたらした平成２１年７月２１日豪雨災害の教訓を忘れてはいけません。

また、新型コロナウイルス感染症により、私たちの日常生活は大きく変化しました。

学校も臨時休業となるなど、子どもたちの学習の遅れや教育格差などが懸念されます。

これからも一人一人が「新しい生活様式」を実践し、感染拡大を防いでいかなくてはいけません。

このような状況になったとしても、子どもたちの健やかな学びを保障することが重要となってきます。

２　本市の教育の状況

（１）知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

本市の全国学力・学習状況調査の総合平均正答率は、過去５年間では、小学校では全国平均よりも上回る状況で、中学校では全国平均を下回る状況にあります。

各種調査実施後の分析を行い、成果と課題を洗い出し、授業改善につなげるとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導の充実を図っています。また、子どもの発達を踏まえた上で小学校と中学校の指導に連動性をもたせるために地域協育ネットの仕組を活用しながら、小中連携教育を推進しています。

今後は、災害等で学校休業を余儀なくされた場合でも、子どもたちの学びを保障するために、ＩＣＴ環境の整備や児童生徒及び教員への適切な支援を行う必要があります。

児童生徒にかかる諸問題への対応については、生徒指導主任研修会や教育相談担当者研修会を開催し、具体的な対応策等の情報共有を図ることで、未然防止、早期発見・早期対応の取組を行っています。

今後は、早い段階から関係機関との連携が必要となってくることから、家庭と学校の連携を基盤として、地域や関係機関と学校が連携した生徒指導体制を構築する必要があります。

（２）地域ぐるみの教育の推進

本市では、市内全ての公立小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、コミュニティ・スクールを基盤とする学校・家庭・地域が連携した教育に取り組むとともに、中学校区ごとに地域協育ネットを設置し、学校・家庭・地域が協働するネットワークづくりを推進しています。

今後は、コミュニティ・スクールの機能が、学校・家庭・地域の連携のもと、充分に発揮されるように努める必要があります。

（３）安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

平成２９年度(2017 年度)までに老朽化し耐震性のない校舎を解体して、耐震化率 100%となりました。解体した校舎の建替えは令和元年度（2019 年度）までに終了し、建物構造体の耐震化関連の工事は全て完了しました。

今後は、非構造部材の耐震化を行うとともに、既存の建物の長寿命化を図るための工事を計画的に行っていく必要があります。

また、私立幼稚園・小・中学校に就園・就学する児童生徒の保護者に対し、経済的な支援を行い、負担軽減を図っており、今後も継続していく必要があります。

（４）一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

市民向けの講演会や講座などの情報を集約し、生涯学習情報として提供を行っています。

また、聞いて得するふるさと講座や各年齢期に応じた子育て講座などを実施しています。

市民の生涯学習意識の啓発を図るため、市民ニーズに応じたメニューを設定するとともに、効果的でわかりやすい情報の周知を行う必要があります。

市民の主体的な人権学習の支援を行うため、地域や学校、企業、団体等で実施される学習会に人権学習指導員及び社会教育主事を派遣しています。この支援をさらに拡大させるため、様々な方法で周知していく必要があります。

市立図書館は平成２８年度（2016 年度）から指定管理者制度を導入しサービスの向上を図っています。第２次防府市図書館サービス振興基本計画に沿った図書館サービスが提供されているか検証し、今後の図書館運営に反映していくことが重要です。

（５）郷土の文化・伝統の継承と創造の推進

本市では、平成３０年度（2018 年度）に歴史文化基本構想を策定し、市内の文化財をその周辺環境まで含め総合的に保存活用することをめざしています。また、文化財郷土資料館では文化財の展示を行い、企画展や講演会、体験学習等を実施しています。

巡回展や企画展の開催についてホームページ等を活用して広く周知を図るとともに、市民がより文化財に興味、関心が持てる内容にしていく必要があります。

３　子どもの状況

（１）学力・学習の状況

【全国学力･学習状況調査平均正答率】

本市の学力の状況を、全国学力・学習状況調査の設問の正答率で見た場合、小学校は継続的して全国平均以上ですが、中学校は平成２９年度（2017 年度）に全国平均である以外は平均を下回っています。

子どもたちの学力の正確な把握に努め、結果を子ども、保護者、学校が共有し、個に応じた指導に生かす必要があります。

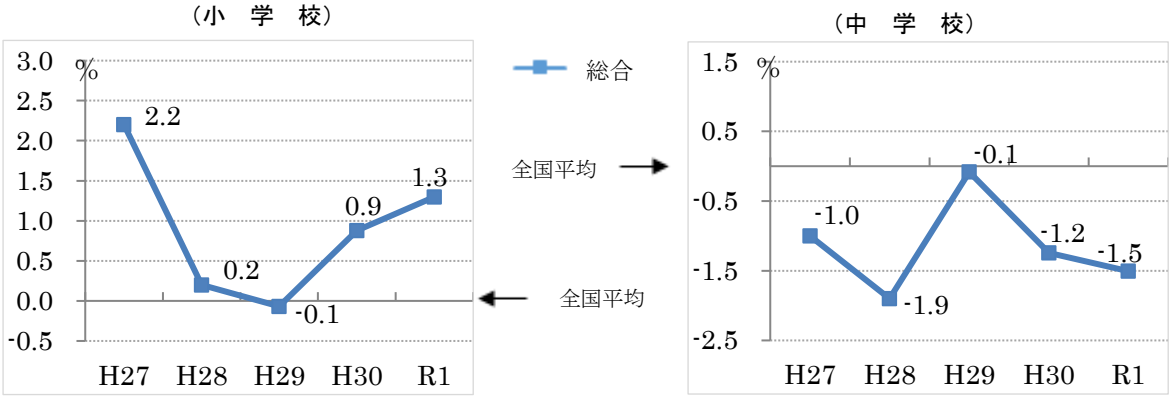

資料：全国学力・学習状況調査

【学校の授業時間以外に、平均1時間以上勉強する児童･生徒の割合】

平日１日当たりの勉強時間について、「全く勉強しない」と回答した子どもの割合が全国よりも少ない一方で、１時間以内の学習に留まっている子どもの数が多くなっています。

一人一台タブレットを活用した個別最適化学習への実践研究を進めるなど、ＩＣＴを活用した、子どもの学習習慣の改善に向けた情報発信や各校への指導を充実させる必要があります。

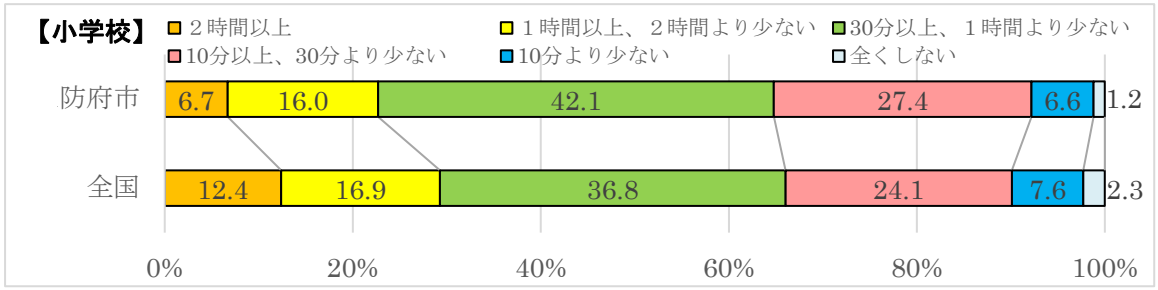

資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

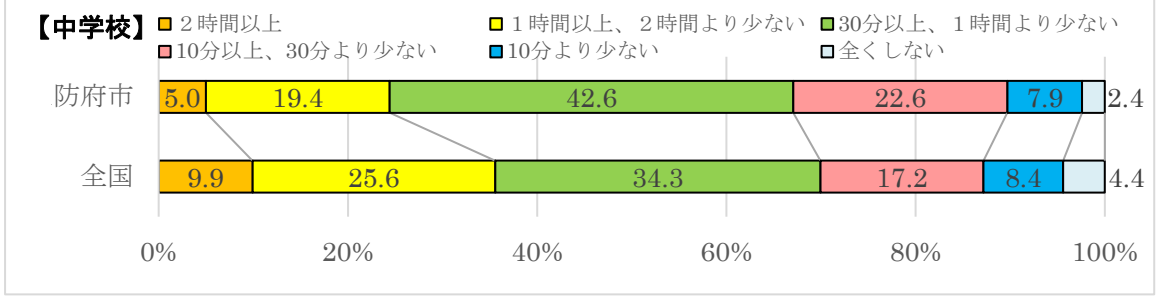

資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

（２）生活の状況

朝食の摂取率、同時刻の就寝状況については、小学校、中学校ともに全国平均を上回っています。

【朝食を毎朝食べている児童生徒の割合】

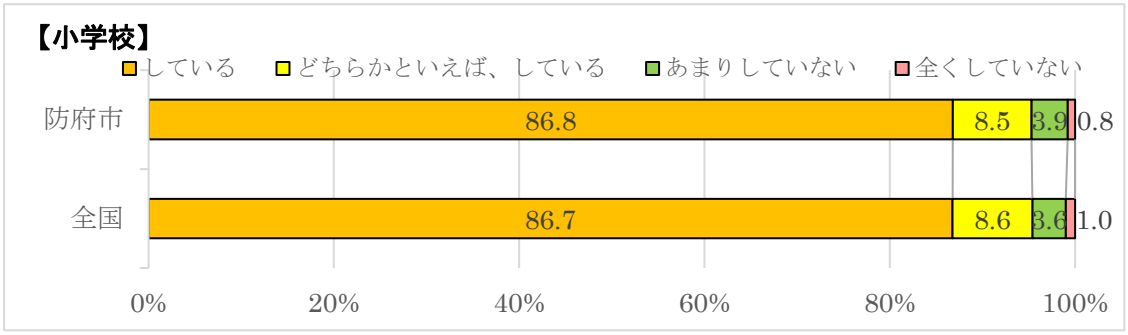

資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

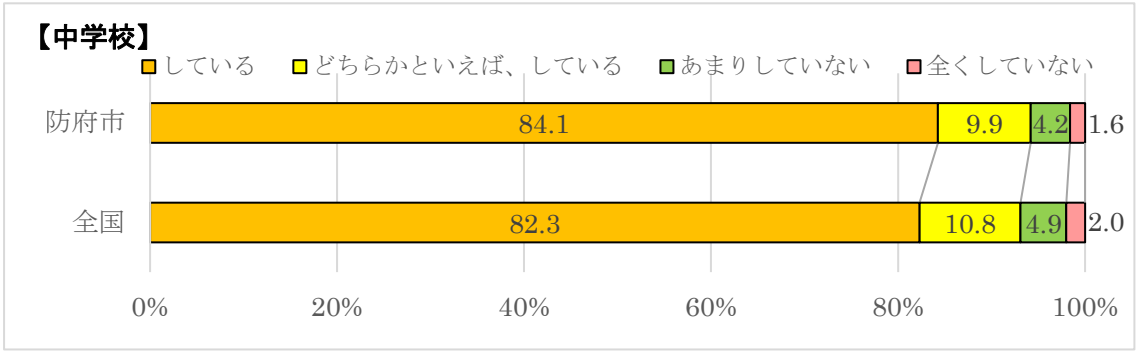

資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

【毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合】

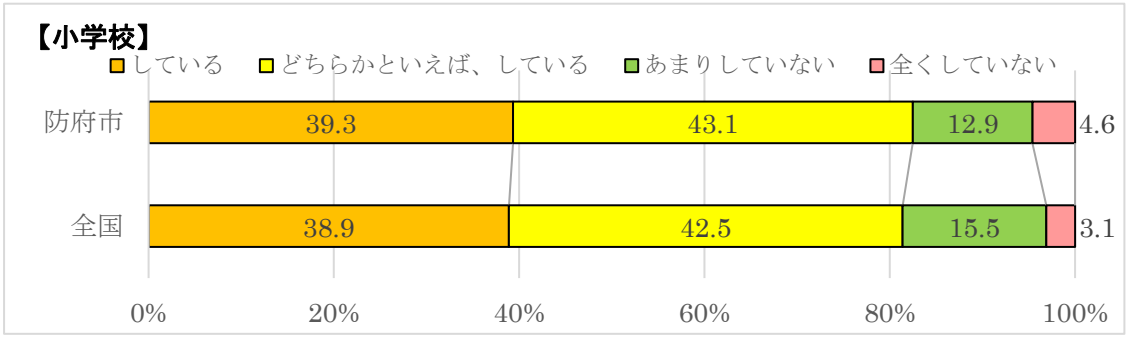

資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

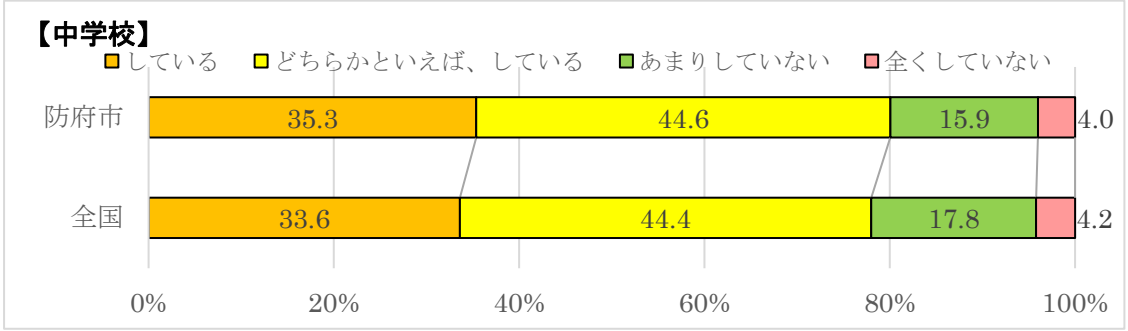

資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

（３）体格・体力の現状

【身長･体重】

体格については、小学５年生の身長と体重、中学２年生の身長は、全国平均を下回っています。

（小学校５年

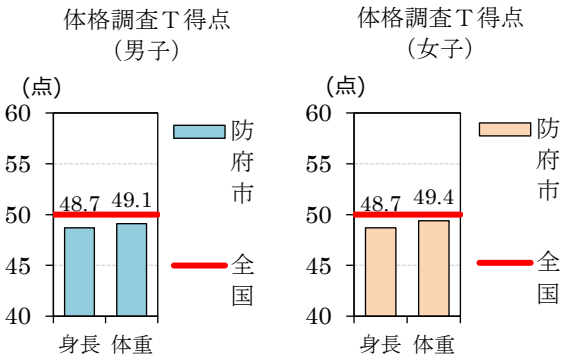

（中学校２年

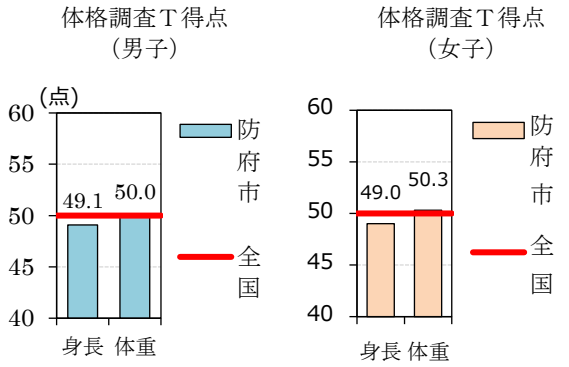

資料：令和元年度　全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【体力･運動能力】

体力については、小学５年生、中学２年生男女ともに２０ｍシャトルランは全国平均を上回っていますが、他の種目は、全国平均を下回るものが多くなっています。

学校の授業の質の向上に向けた取り組みが必要です。

（小学校５年

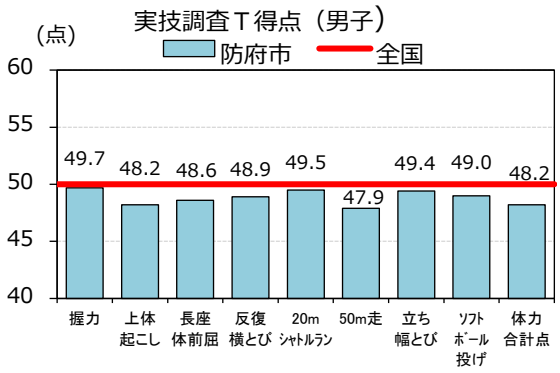

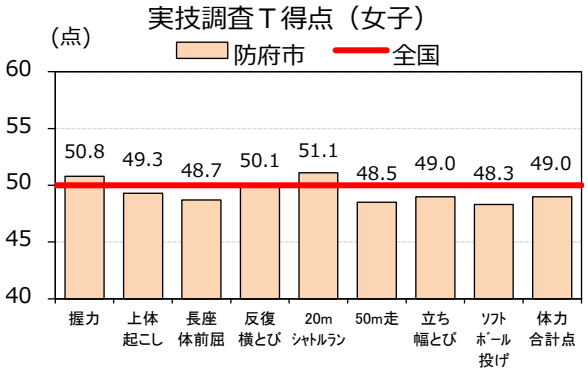

資料：令和元年度　全国体力・運動能力、運動習慣等調査

（中学校２年

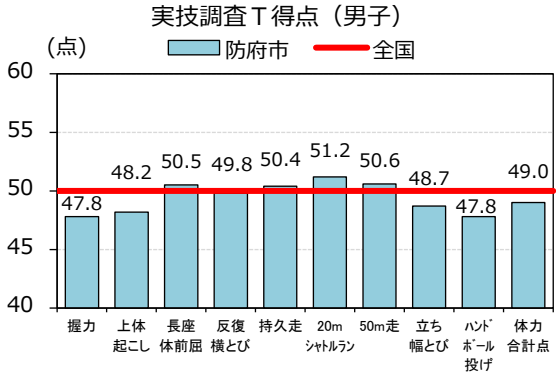

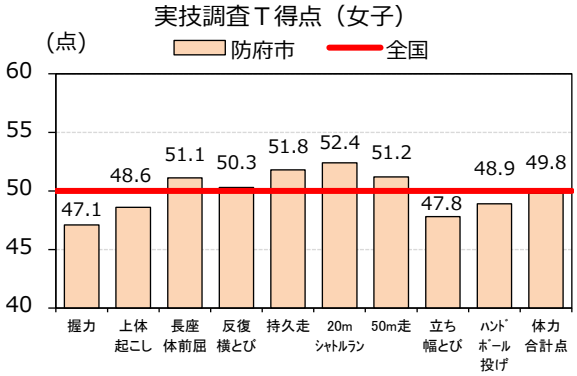

資料：令和元年度　全国体力・運動能力、運動習慣等調査

（４）いじめ・不登校の状況

【いじめの認知率】（1,000 人当たりの認知件）

いじめの認知率は、全国の認知率と比較して小学校は低く、中学校は高くなっています。
教育相談体制を充実させ、いじめの未然防止に努めるとともに、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの活用等、学校における組織的な対応を充実させる必要があります。

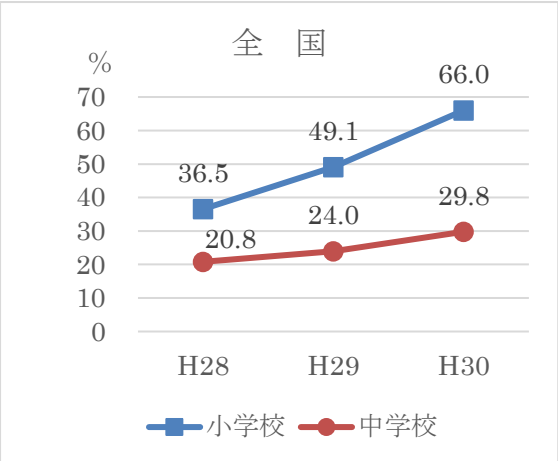

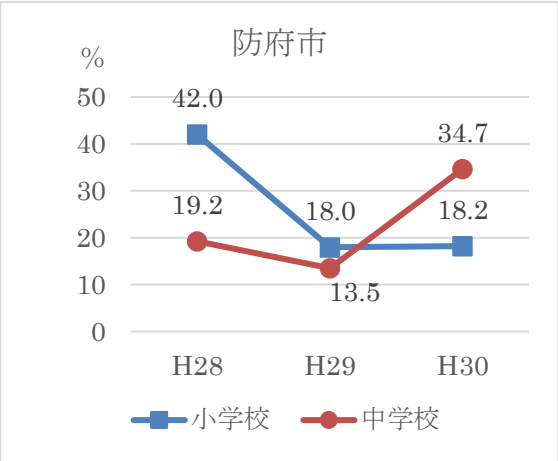

資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査

【不登校の出現率】

不登校の出現率は、小・中学校とも全国の出現率を上回っており、近年増加傾向にあります。
魅力ある学校にしていくために、子どもの居場所づくりや人間関係作りに向けた取り組みを推進する必要があります。

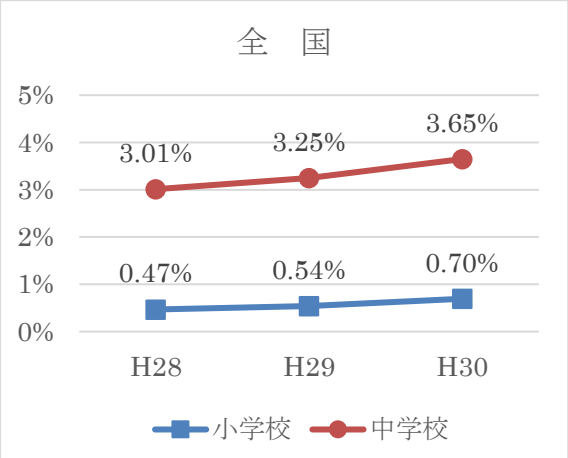

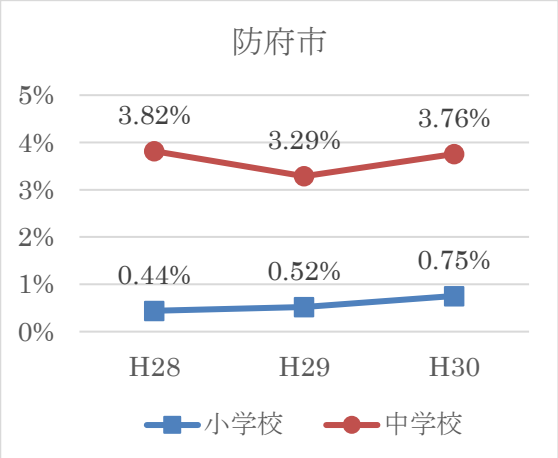

資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査

（５）意識の現状

【自分には良いところがあると思う児童生徒の割合】

「自分には良いところがあると思う」児童生徒の割合は、小・中学校とも全国を下回っています。

キャリア教育の視点から自己を見つめ、自分や他者のよさに注目したり、将来について考えたりする活動の充実を図る必要があります。

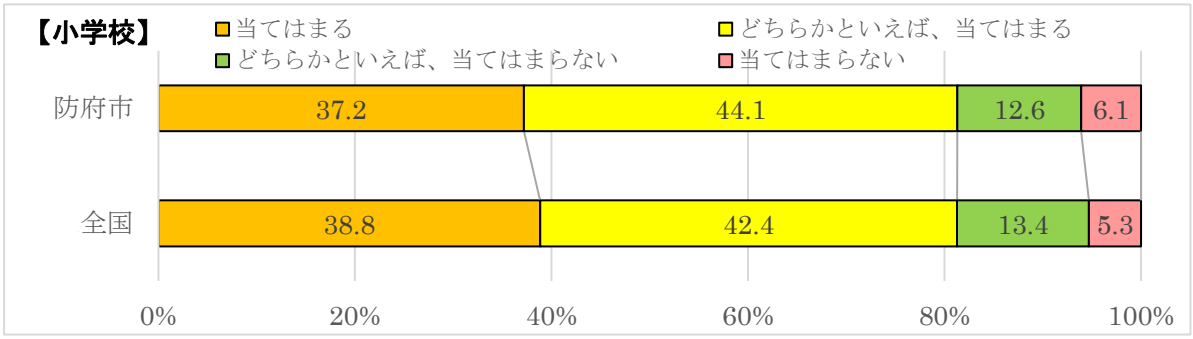

資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

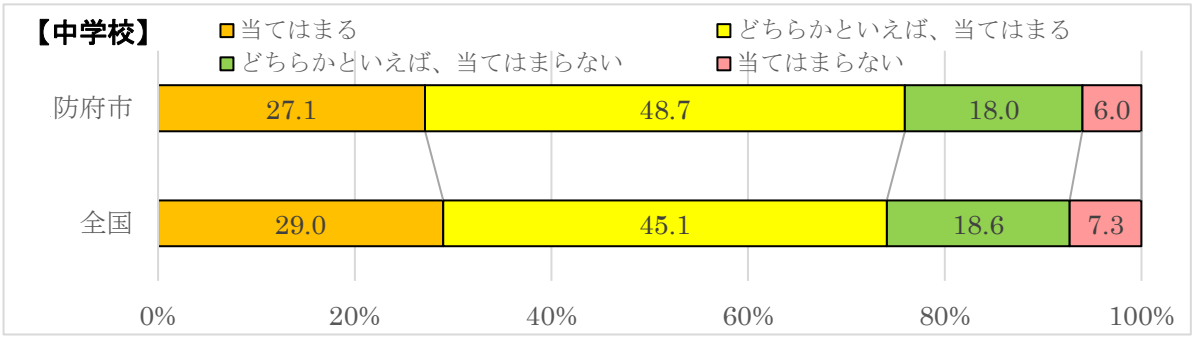

資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

【地域の行事に参加している児童生徒の割合】

地域の行事に参加している児童生徒の割合は、小学校で全国を下回り、中学校で全国を上回っています。

学校と地域を取り巻く環境は複雑化、多様化しており、地域と学校が連携して子どもの成長を支えていく必要があります。

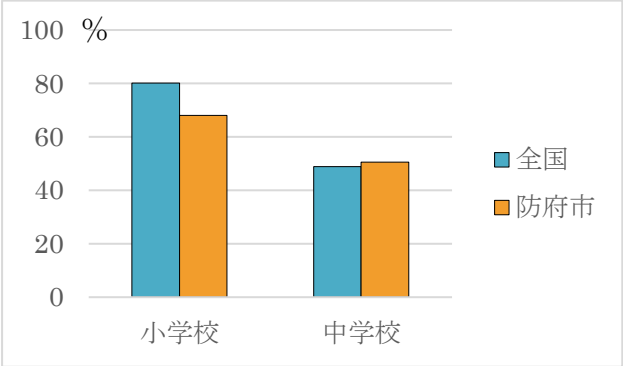

資料：令和元年度　全国学力・学習状況調査

第３章　計画の基本的な考え方

１　本市教育のめざす姿

本市では、教育基本法の趣旨や国・県の計画、また、第四次防府市総合計画を踏まえながら、平成２６年（2014 年）３月に防府市教育振興基本計画を策定し、「教育のまち日本一」を念頭に、「生きる力」を育むための教育施策を推進してきました。

この度策定する第２期の計画では、本市教育のめざす姿として「まちの姿」、「人の姿」を以下のとおり明確にし、これを実現するための基本目標や施策の柱、基本施策を定めるものとします。

【めざすまちの姿】

教育のまち　日本一

私たちのまち防府は、自然・歴史・文化、産業、そして人という財産を有し、多くの学びの機会に恵まれた、教育を大切にするまちです。

このまちでは、誰もが生涯にわたり楽しく学び続ける中で、学んだことを様々な方法で表現し、自己実現を果たすことができます。このまちの子どもたちは、このような環境のもとで、まち全体でしっかりと見守られ、育っていきます。その教育的風土は、日本のどのまちにも負けません。

そんな教育のまちづくりを、学校・家庭・地域が協働して、まち全体で進めていきます。

【めざす人の姿】

学びを楽しみ、変化に立ち向かう人

人工知能（AI）が飛躍的に進化し、先端技術が社会生活に浸透する未来が、すぐそこにまで来ています。この、予測が不可能と言われる未来社会を、主体的に生き抜くためには、これらの変化に正面から立ち向かう気持ちと、市民の一人ひとりが夢や希望、志を常に胸に抱き、その実現に向けて、様々な方法で学び続けることが大切であり、その成果を社会や地域に活かしていくことを楽しむ気持ちをもつことが、さらに次への励みとなります。

そのため、学校教育で培った豊かな学びを基盤にして、多様な学びを楽しく継続し、世の中の変化に柔軟に対応して、誇り高く何事にも立ち向かう人に未来を託します。

強さと優しさを備え、他者と協働して未来社会を創造していく人

変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、困難に直面しても諦めることなく、豊かな知識と経験とでその状況に対応していくたくましさ（強さ）と、周囲との関係を良好に保ち、相手を尊重して気持ちよく協働できる優しさや柔軟性を持つことが大切です。

困難な状況を乗り越えていく経験からの達成感や、人の心の痛みや思いを受け止めながらも共に生き抜いていく喜びを感じとることができる人たちによって、安全・安心で豊かな社会が創られていきます。

ふるさとを愛し、未来につなぐ人

防府市民一人ひとりが、ふるさとの自然を肌で感じ、偉大な先人や重要な建造物・遺跡等から歴史や文化を学び、このまちを好きになり、そして誇りに思ってもらいたいと考えます。

防府のよさや課題を共有しながら、解決への道筋を立て実践していく人たちが、次世代にバトンをつないでいくことで、将来にわたって発展し続けるまちづくりが実現します。

２　基本目標

２１世紀をたくましく生き抜く人材の育成

教育は、人や地域、ふるさとの自然、歴史、文化などの様々なふれあいの中で、自らの生き方について考え、実践していく力を養うために重要な役割を果たしています。

そして、誰もが、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現も進められています。

昨今、ＡＩ等が発達し、変化が急速で予測が困難な時代となり、子どもたちを取り巻く環境が大きく様変わりしてきており、そのような中で、様々な現代的な課題に対しては、粘り強く挑戦し続けていかなければなりません。

また、日常的な課題に対しては、それを自分事として捉え、自立した社会の一員として、他者と関わり合いながら取り組まなければなりません。

様々な失敗や挫折を繰り返しながらも、それらを経験として積み重ね、次への成長につなげることが重要であり、そこにおいては、身体的なたくましさとともに、豊かな心を備えた精神的なたくましさが求められます。

これから先、超スマート社会が到来する中において、人と人とが関わることの重要性は変わることはなく、高いコミュニケーション能力を備えつつ、周りの人の人生も含めて、主体的により良い方向へ進み続けるという強い意志を持って生き抜く必要があります。

私たちは、このような人材を育成することを目標とします。

３　施策の柱

本市のめざす教育の姿の実現に向けて、基本目標を達成するため、５つの施策の柱を基に施策を展開していきます。

Ⅰ　知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

２１世紀をたくましく生き抜く力や未来に向けて創造する力を備えた人材育成に向けて、豊かな人間性と確かな学力、健康・体力を育む、特色ある教育活動を推進していきます。

Ⅱ　地域ぐるみの教育の推進

学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの活動を支え、豊かなつながりの中で地域ぐるみの教育を推進していきます。

Ⅲ　一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

生涯にわたって自己実現のために主体的に学び、その成果を地域に生かすことを通じて、人と地域の活性化を推進していきます。

Ⅳ　安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

安全・安心な教育施設の整備やひとしく教育を受けるための経済的な支援など、質の高い教育環境づくりを推進していきます。

Ⅴ　郷土の文化・伝統の継承と創造の推進

豊かな文化・伝統を受け継ぎ、ふるさとに誇りと愛着をもち、豊かな心を育むとともに、文化・芸術に触れ、新たな創造を推進していきます。

４　概念図

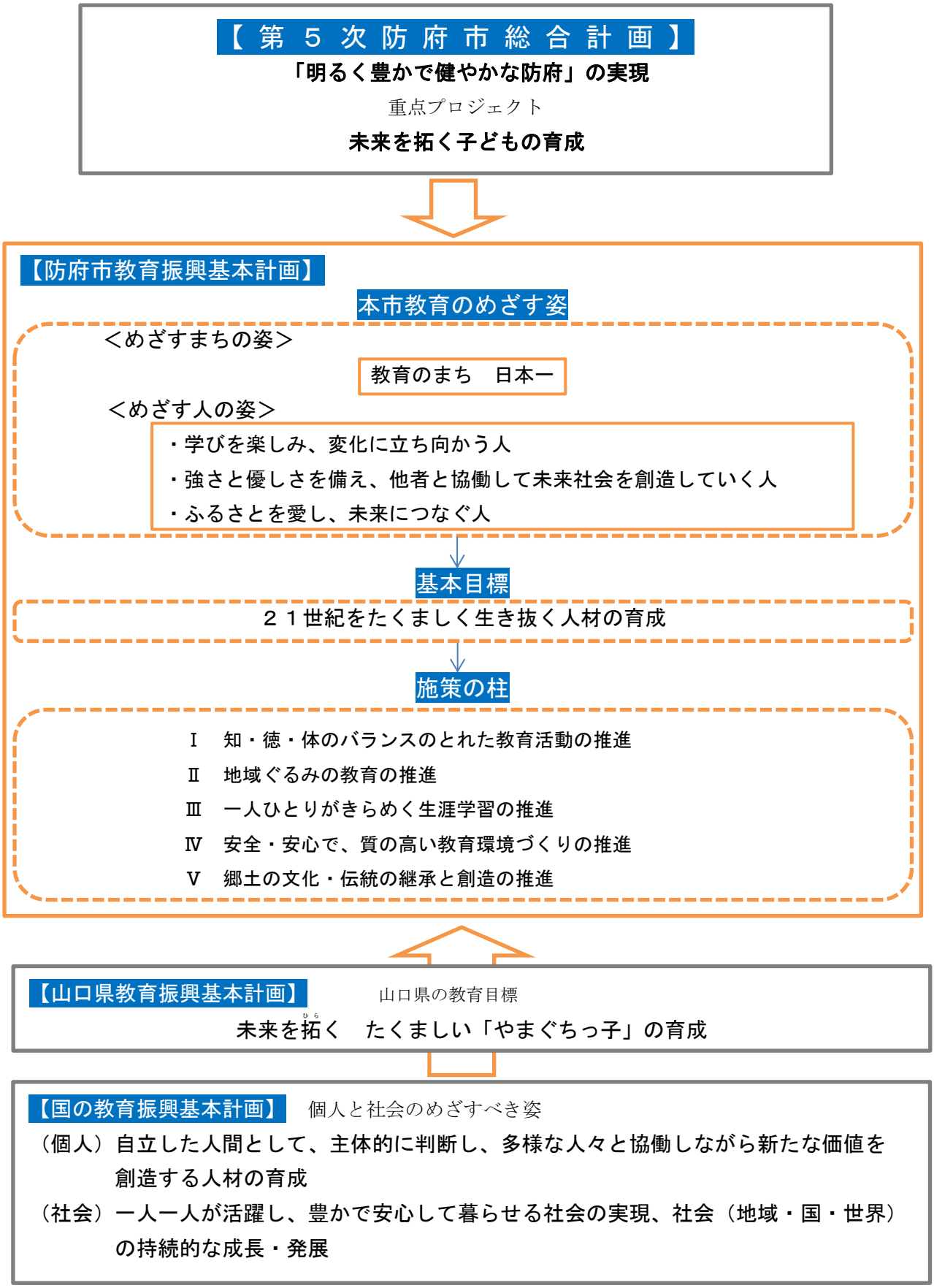
【第５次防府市総合計画】
「明るく豊かで健やかな防府」の実現
重点プロジェクト
未来を拓く子どもの育成
【防府市教育振興基本計画】
本市教育のめざす姿
＜めざすまちの姿＞
教育のまち　日本一
＜めざす人の姿＞
・学びを楽しみ、変化に立ち向かう人
・強さと優しさを備え、他者と協働して未来社会を創造していく人
・ふるさとを愛し、未来につなぐ人
基本目標
２１世紀をたくましく生き抜く人材の育成
施策の柱
Ⅰ　知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進
Ⅱ　地域ぐるみの教育の推進
Ⅲ　一人ひとりがきらめく生涯学習の推進
Ⅳ　安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進
Ⅴ　郷土の文化・伝統の継承と創造の推進
【山口県教育振興基本計画】
山口県の教育目標
未来を拓く　たくましい「やまぐちっ子」の育成
【国の教育振興基本計画】
個人と社会のめざすべき姿
（個人）自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
（社会）一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

第４章　今後取り組むべき施策

１　施策体系

めざす姿	基本目標	施策の柱	基本施策
めざすまちの姿 教育のまち　日本一 めざす人の姿 ・学びを楽しみ、変化に立ち向かう人 ・強さと優しさを備え、他者と協働して未来社会を創造していく人 ・ふるさとを愛し、未来につなぐ人	２１世紀をたくましく生き抜く人材の育成	Ⅰ　知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進	①キャリア教育の推進
			②確かな学力の育成
			③社会の変化に対応した教育の充実
			④ＩＣＴ環境の整備と学習活動の充実
			⑤学校図書館の充実と読書活動の推進
			⑥心の教育の充実
			⑦生徒指導・相談体制の充実
			⑧健康教育の推進
			⑨安全・安心な学校給食の推進
			⑩特別支援教育の充実
			⑪幼児教育の充実
		Ⅱ　地域ぐるみの教育の推進	①地域とともにある学校づくりの推進
			②青少年の健全育成
		Ⅲ　一人ひとりがきらめく生涯学習の推進	①生涯学習機会の充実
			②生涯学習を支える人材の育成と活用
			③人権学習の推進
			④生涯学習の拠点となる施設の充実
			⑤図書館の充実と読書活動の推進
		Ⅳ　安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進	①安全・安心な施設整備、教育環境の確保
			②学校安全の推進
			③校種間連携・小中一貫教育の推進
			④教育機会の確保
			⑤学校における働き方改革の推進
			⑥教職員の資質能力の向上
		Ⅴ　郷土の文化・伝統の継承と創造の推進	①文化財の保存
			②文化財の活用

主　な　取　組
◆計画的な進路指導の充実　◆小・中・高連携によるキャリア教育の推進　◆体験的な学習活動の推進 ◆小・中の連携及び家庭・地域との連携強化　◆志を抱かせる教育の推進
◆児童生徒の実態に応じた指導計画の作成　◆指導体制の充実　◆「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善の推進 ◆学習習慣の確立
◆英語教育の充実　◆プログラミング教育の充実　◆環境教育の充実
◆高速大容量ネットワーク通信環境の整備とタブレット端末の配備　◆大型提示装置の整備　◆ＩＣＴ活用のための多様な人材活用 ◆教職員研修の充実　◆多様な学習活動の推進
◆読書・学習活動の充実　◆関係機関との連携による学校図書館活動の充実　◆学校司書の配置
◆道徳教育の充実　◆体験活動の充実　◆人権教育の充実　◆伝統や文化に関する教育の充実
◆開発的な生徒指導の推進　◆学校内外と連携した問題行動への対応　◆きめ細かな不登校対策の推進 ◆緊急時等の学校への支援体制の充実
◆体力向上のための望ましい運動習慣の定着　◆健康な生活を送ろうとする実践力を育てる指導の充実　◆食に関する指導の充実
◆食育の推進　◆使用食材の安全性確保と地産地消の推進　◆食物アレルギーへの対応　◆安全・安心な給食の提供
◆早期からの切れ目のない支援体制の充実　◆特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級の授業改善 ◆特別支援学級における教育の充実　◆校内教育支援体制の充実　◆特別支援教育に関する広報活動の充実
◆幼保・小の連携の推進　◆子育てに関する相談体制の充実　◆乳幼児機関への支援の充実
◆コミュニティ・スクールの円滑な運営　◆地域協育ネットの推進　◆広報活動の充実
◆家庭教育機能の強化　◆非行・問題行動の防止活動や有害な環境の改善活動　◆青少年活動の推進　◆子どもの安全・安心対策
◆生涯学習情報発信の充実　◆多様な学習機会の提供　◆生涯学習相談体制の充実　◆産学公民の教育ネットワークの強化
◆生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実　◆ほうふ幸せます人材バンクの充実　◆学習成果発表の機会づくり ◆社会教育関係団体や各種ボランティア団体への支援
◆市民ぐるみの積極的な推進　◆推進体制の充実　◆人権学習への支援
◆公民館の整備・充実　◆公民館活動の推進　◆青少年科学館の充実
◆図書館資料の質・量両面の充実　◆図書館利用者サービスの充実　◆図書館事業への市民参画の促進と活用　◆様々な教育文化施設との連携の推進　◆集会・文化活動及び広報活動の推進　◆「防府市子ども読書活動推進計画」に基づく、子どもの読書活動の推進
◆学校施設の整備　◆学校施設非構造部材の耐震化　◆学校教材の整備
◆児童生徒の危機予測・回避能力の向上　◆機能する危機管理体制の確立　◆地域・家庭と連携した学校安全体制の整備 ◆防災教育と防災管理を一体的に捉えた、学校防災の充実　◆感染症拡大防止体制の確立
◆幼保・小・中・高の校種間の連携強化　◆小・中９年間を見通した小中一貫教育の推進
◆経済的支援の充実　◆修学支援の充実　◆私立高等学校への支援　◆地理的条件の解消　◆教育支援の充実
◆業務の見直しと効率化　◆勤務体制の改善　◆学校支援人材の活用
◆教職員研修の充実　◆学校内の人材育成
◆文化財調査の推進　◆文化財保護活動への支援　◆文化財の保存・管理の充実　◆文化財の修復
◆情報発信の充実　◆文化財関係施設の整備と活用　◆文化財を活用した学習機会の提供　◆地域等の歴史文化継承への支援

２　基本施策

施策の柱Ⅰ　知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

基本施策Ⅰ－①　キャリア教育の推進

現状と課題

志をもち、主体的に自らの未来を切り拓く児童生徒を育成するためには、キャリア教育[1]を通して、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた基礎的・汎用的能力[2]を育成するなどの支援を積極的に行う必要があります。

本市では、児童生徒が自己実現を図るために、全ての小・中学校でキャリア教育の全体計画を作成して、キャリア教育を系統的・計画的に推進しています。さらに、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、キャリア教育の視点に立ち、教育活動全体を通じて組織的に推進していく体制づくりに取り組んでいます。

小学校における職場見学、中学校における職場体験は全ての学校で実施していますが、小・中学校の積み上げを重視した「縦の連携」と学校と家庭・地域・産業界等との「横の連携」が弱く、小・中・高を通じたキャリア教育を推進していく上での今後の課題となっています。

取組の方向性

○ 児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢や志を育むよう、教育活動全体を通じて、発達段階に応じて系統的・計画的な指導を推進します。

○ 学校と家庭、地域、産業界等との連携体制を強化し、小・中・高等学校等の全教職員がキャリア教育についての共通理解をさらに深めるとともに、体験活動等の一層の充実を図ります。

○ 将来、直面するであろう様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社　会人として自立していくための意欲や態度、能力を育みます。就学前の幼児教育から小学校教育へのなめらかな接続を図ります。

1　**キャリア教育**：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

2　**基礎的・汎用的能力**：中央教育審議会が 2011（平成 23）年 1 月の答申の中で社会的・職業的自立に向けて必要な能力としてまとめたもので、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の 4 つの能力によって構成される。

主な取組

◆ 計画的な進路指導の充実

キャリア教育全体計画に基づき、職場見学や職場体験学習、職業講話等を児童生徒の発達段階に応じて組織的･計画的に実施し､勤労観や職業観の育成に努めます。

◆ 小・中・高連携によるキャリア教育の推進

各学校が教育活動全体を通じて、キャリア教育で育成する力を明確にし、学校での生活や学びに意欲的に取り組む児童生徒を育成できるよう、小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的な取組を引き続き推進します。

◆ 体験的な学習活動の推進

児童生徒の生活や学習が、生涯において豊かになるよう、技術・家庭科などの学習活動を生かすとともに、社会見学や職場体験学習、福祉体験学習等の充実を図ります。

◆ 小・中の連携及び家庭・地域との連携強化

９年間を見通したキャリアデザインを発達段階に応じて描きながら、小・中連携を図るためにキャリア・パスポート[3]の作成を推進します。

また、保護者や地域の人材を有効に活用した教育活動を推進します。

◆ 志を抱かせる教育の推進

小学校では１／２成人式、中学校では立志式を行うなど、自分自身を見つめ直し将来に向けての目標を考える機会を設定し、志を抱かせる教育活動を推進します。

3　**キャリア・パスポート**：児童生徒が学んだことを振り返り、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、学びを記録し蓄積する教材。

基本施策Ⅰ－②　確かな学力の育成

現状と課題

本市の全国学力・学習状況調査[4]の平均正答率は、令和元年度（2019 年度）調査では、小学校では国語は全国平均以上、算数は全国平均と同程度であり、近年、一定の水準を維持しています。中学校では国語は概ね全国平均と同程度、数学と英語は全国平均をわずかに下回っています。正答数分布を分析すると、小学校国語において正答率 80%以上の上位層が全国と比較して多く、小学校算数における上位層の割合は全国と同程度です。一方、中学校では国語・数学・英語ともに全国と比較して上位層が少ない傾向が見られます。

防府市の子どもたちの学力水準をさらに向上させるためには、日々の授業改善を組織的に推進していくことが重要です。また今後、新学習指導要領が令和２年度（2020 年度）から小学校で、令和３年度（2021 年度）から中学校で全面実施となる中、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実を図る必要があります。

「学校の授業以外に、普段（月曜日から金曜日）、１日当たりどのくらいの時間勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間も含む）」という質問に対する回答からは、２時間以上勉強する児童生徒が全国と比較して少ないことがわかります。学校・家庭・地域の連携・協働による教育活動を展開していくことが重要です。

取組の方向性

○　新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実を図ります。

○　教科等横断的な視点やキャリア教育の視点に立った学力向上の推進体制を構築します。

○　学校・家庭・地域の連携・協働による教育活動を展開していきます。

○　校種間の連携を図った教育課程の編成を行います。

主な取組

◆ 児童生徒の実態に応じた指導計画の作成

全国学力・学習状況調査と山口県学力定着状況確認問題とを合わせた年間２回のＰＤＣＡサイクルによる取組を徹底します。また、一人一人の児童生徒の学力定着状況を全国レベルでの客観的なデータとして綿密に分析し、明らかになった成果及び課題をその後の指導に生かし、学力の向上を図ります。

4　**全国学力・学習状況調査**：平成 19 年度から文部科学省が実施している、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした全国的な調査。（令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、全国調査の実施は見送られた。）小学校６年生と中学校３年生を対象に、「教科に関する調査」（国語、算数・数学［平成 24 年度調査では理科が追加］）と「生活習慣や学校環境等に関する質問紙調査」が行われる。

◆ 指導体制の充実

キャリアステージに応じた個々の教員の指導力向上を図るための研修会、学校力向上スーパーバイザー[5] 訪問を実施します。また、幼保・小・中連携や少人数学級化や少人数指導等による成果や課題を検証することで、より効果的な実施方法を検討し、指導体制のさらなる充実を図ります。

◆「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善の推進

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける児童生徒を育成していきます。

◆ 学習習慣の確立

学校だよりや学校ホームページ等によって、学力向上や家庭学習の充実についての積極的な情報提供を行うとともに、地域の人材を学校や放課後子ども教室での諸活動に活用する等、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めることによって、望ましい学習習慣の確立を図ります。

5　**学校力向上スーパーバイザー**：全ての学校の授業を参観し、授業力を高める指導等をしている授業力のすぐれた指導主事。

基本施策Ⅰ－③　社会の変化に対応した教育の充実

現状と課題

社会のグローバル化や高度情報化、地球環境問題の深刻化等、児童生徒を取り巻く社会情勢は大きく変貌を遂げています。このような多様で変化の激しい時代において、児童生徒が変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、ＳＤＧｓ[6]を含む現代的な諸課題に対して情報を積極的に活用し、主体的に判断した上で行動する能力を身に付けることが求められています。

取組の方向性

○　外国語教育や国際交流などの異文化体験の機会を充実し、「語学力・コミュニケーション能力」「主体性・積極性」「異文化に対する理解」を兼ね備えたグローバル人材の育成を図ります。

○　プログラミング的思考を育む教育を推進し、目的に応じた問題解決を行うことができる人材育成に取り組みます。

○　環境保全やより良い環境の創造のために、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことができる人材育成に取り組みます。

主な取組

◆ 英語教育の充実

市内全小・中学校にＡＬＴ[7]を派遣し、授業での稼働率を高めることで、言語や文化に対して体験的に理解することや積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養うこと、外国語の音声や基本的な表現に触れ、活用する場面を設定します。

また、ＩＣＴを生かした学習機会の促進に努め、必要な語彙、表現等を調べる個別学習や、発表や話し合いなどの協働学習の場面を設定します。

◆ プログラミング教育の充実

市内全小・中学校へのＩＣＴ活用教育推進員の派遣や、プログラミングロボットの活用を通して、小学校におけるプログラミングの授業づくりを推進します。

◆ 環境教育の充実

教科横断的な学習活動を行い、児童生徒が環境問題について理解を深めるとともに、主体的に環境問題に関わろうとする態度と意識の高揚に向けて、学校や地域の実情に応じた具体的な体験活動の場を増やします。

6　**ＳＤＧｓ**：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、2030 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている国際社会共通の目標。

7　**ＡＬＴ**：Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。外国語指導助手は担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業に係る補助を行う。

目標１【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

目標３【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標５【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

目標７【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標９【インフラ、産業化、イノベーション】
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標１１【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標１３【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標１５【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標１７【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

目標２【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標４【教育】
すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標６【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標８【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

目標１０【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する

目標１２【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する

目標１４【海洋資源】
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標１６【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

基本施策Ⅰ－④　ＩＣＴ環境の整備と学習活動の充実

現状と課題

新学習指導要領（小学校は令和２年度（2020 年度）、中学校は令和３年度（2021 年度）から完全実施）において、「学習の基盤となる資質・能力」の３つの柱の１つとして、「情報活用能力」が位置づけられたことで、世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく能力の育成が求められています。

学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといった活動を遂行するうえで、情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル[8]、情報セキュリティ、統計等に関する能力も必要とされています。

こうして育まれた情報活用能力を発揮させることで、変化の激しい社会に主体的に対応する人材の育成へとつながっていくことが期待されることから、早急にＩＣＴ環境の整備・充実を図り、児童生徒及び教員への適切な支援を行うことが必要です。

取組の方向性

○　ＧＩＧＡスクール構想[9]の実現に向けて、ネットワーク通信環境の整備とタブレット端末の配備を行います。

○　ＩＣＴ機器[10]が効果的に活用されるための環境整備や人的支援を行います。

○　ＩＣＴ機器を適切に運用するための人材育成を行います。

○　日常的にＩＣＴ機器を活用した教育活動を行うことで、超スマート社会と言われる Society5.0 の時代を豊かに生き抜く力を育成します。

8　**情報モラル**：これからの社会では、さまざまな情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくない。このような情報化社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度が必要となってきている。そこで、学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせることとしている。

9　**ＧＩＧＡスクール構想**：「Global and Innovation Gateway for All」の略で、２０１９年１２月に閣議決定された、全ての学校に高速大容量通信ネットワークと児童生徒一人一台コンピュータ端末を整備する構想。

10　**ＩＣＴ機器**：ＩＣＴとは、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。学校においては、コンピュータやデジタルカメラに加えて、プロジェクタ、電子黒板などさまざまなＩＣＴ機器が、国語、社会、算数・数学、理科、外国語、総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されている。

主な取組

◆ 高速大容量ネットワーク通信環境の整備とタブレット端末の配備

全小・中学校へ高速大容量通信が可能な校内ＬＡＮ（Wi-Fi）を整備するとともに学習に必要なタブレット端末を一人一台配置します。

端末の通信方法をセルラー方式対応可とすることで、使用場所に制限されない活動を支援します。

◆ 大型提示装置の整備

普通教室に、授業で資料や児童生徒の意見等を容易に共有するための大型提示装置を整備します。

◆ ＩＣＴ活用のための多様な人材活用

ＩＣＴ機器を使用した授業支援や学校のＩＣＴ環境のメンテナンスを行うＩＣＴ活用教育推進員を配置するとともに、ＩＣＴ機器活用に関して高い技能を持った人材を地域や企業等から積極的に活用して、学校における指導の充実を図ります。

◆ 教職員研修の実施

ＩＣＴ機器の操作方法や授業におけるタブレット端末の有効な活用方法、厳密な情報管理の方法や情報モラル教育など、時代や教職員のニーズに応じた研修会を開催します。

◆ 多様な学習活動の推進

学習者用コンテンツを活用して、個別最適化された学習を推進するとともに、教員が児童生徒一人ひとりの学習状況（理解度）を把握して、個別学習の充実と授業改善に役立てます。

また、特別支援学級や、学習活動に特別に支援を要する子どもへの指導など、それぞれの子どものニーズに応じたコンテンツを活用して、ひとりも取り残さない教育を行います。

さらに、長期休業期間や臨時休業、事情により長期間欠席している児童生徒に対しても、授業支援アプリを活用するなどして、児童生徒の学びを止めないような学習支援の充実を図ります。

基本施策Ⅰ－⑤　学校図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

本市における学校図書館の図書貸出冊数については、小・中学校とも増加傾向にあります。

本市の全小・中学校においては、全校一斉読書を実施し、読書活動の習慣が定着するよう努めています。また、平成２３年度（2011 年度）から学校司書[11]を配置し、学校訪問時に本の紹介や読み聞かせ、さらに、学校図書館内の環境整備を行っています。令和元年度（2019 年度）からは更なる学校図書館充実のため、学校図書館コーディネーター[12]を配置し、関係各所との連携により、授業における学校図書館の一層の活用を促進し、児童生徒の資料・情報活用能力の向上に取り組んでいます。

今後は、児童生徒の読書活動の習慣化と読書内容の充実が課題となります。また、調べ学習活動において、学校図書館機能を十分活用できていないことも課題となっています。

令和元年度（2019 年度）には、全ての小・中学校の学校図書館管理システムを統合し、学校図書館の機能充実を図っています。このオンライン・ネットワークシステムの効果的な運用による、学習活動の支援強化が必要となります。

取組の方向性

○　学校における質の高い読書活動を推進するとともに、望ましい読書習慣形成のための家庭への啓発に努めます。

○　学校図書館の機能充実を図るとともに、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、資料・情報の活用能力を高めます。

主な取組

◆　読書・学習活動の充実

授業における調べ学習や課外活動で学校図書館の一層の活用を促進し、児童生徒の資料・情報活用能力の向上を図ります。また、全校一斉読書の継続・拡充と質的充実を奨励するとともに、学校だよりや図書館だより等を通じて、家庭への啓発を図ります。

11　**学校司書**：専ら学校図書館の職務に従事する職員の総称。（本市では平成 23 年から平成 26 年まで学校図書館司書と称していた。）

12　**学校図書館コーディネーター**：研修指導等により学校司書の資質向上を図ると共に、学校・図書館担当教諭と学校司書の連携を推進し、学校図書館の利活用の指導・助言をする職員。

◆ 関係機関との連携による学校図書館活動の充実

市立図書館の協力体制により適切な支援を受けながら、防府市子ども読書活動推進計画に基づいた、学校図書館の円滑な管理運営に努めます。

また、学校図書館管理システムを活用し、市内小・中学校図書館の連携を進め、資料の共有化と学習支援体制を強化します。

さらに、市立図書館の指定管理者制度導入に伴い設置した図書館管理室が、学校図書館支援センターとしての機能を担いながら、学校図書館活動の拡充を図ります。

◆ 学校司書の配置

学校図書館の充実のため、学校司書を増員し、市内小・中学校への配置に努めるとともに、司書教諭との協働を進めます。

基本施策Ⅰ－⑥　心の教育の充実

現状と課題

令和元年度（2019 年度）の全国学力・学習状況調査において「学校の規則を守っていますか」「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の項目において、肯定的な回答をした本市の児童生徒の割合は、全国平均を上回っています。また、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいたと思いますか」という項目については全国平均を大きく上回っています。

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、小学校及び中学校の「特別の教科　道徳[13]」における「考え、議論する道徳」をめざした授業改善を推進していく必要があります。

また、人権教育に係る教職員研修会を開催し、「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に基づいて、教職員一人ひとりの資質向上に計画的に取り組むとともに、社会教育関係部署との連携などの学校支援も行っています。

今後も「心の教育」の充実のために、家庭や地域との一層の連携が必要となります。

取組の方向性

○　児童生徒の思いやりや規範意識、感動する心など、豊かな人間性や社会性を育むため、保護者や地域の方と育てたい子ども像を共有し、各学校の実態に応じて指導体制を工夫していきます。

○　児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

○　他国の伝統や文化に触れるとともに、我が国の伝統や文化を尊重し、継承・発展させようとする態度の育成を図ります。

主な取組

◆ 道徳教育の充実

道徳教育[14]の要となる道徳科の授業の充実に向け、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ります。

13　**特別の教科　道徳**：平成２９年告示の新学習指導要領より、従前の「道徳の時間」を教科として位置づけ、検定教科書を主たる教材として行われる授業。

14　**道徳教育**：道徳の時間を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行われます。

また、学習指導要領の趣旨を周知し、各学校の取組を共有することができるよう、教育委員会と学校とが連携・協力し、校内研修を充実させていきます。

さらに、ゲストティーチャーを活用した授業や、家庭や地域と連携した道徳科の授業を推進します。

◆ 体験活動の充実

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むことや、自然に対する畏敬の念を育むため、特別活動や総合的な学習の時間等において、自然体験活動や社会奉仕体験活動、交流体験活動等の充実に努めます。

◆ 人権教育の充実

人権尊重の意識を実践につなげるための教育を推進するとともに、教職員相互啓発による人権意識の高揚を図ります。

具体的には、人権に関する作文・標語等の作品募集に対して積極的な参加を促し、児童生徒の人権感覚を育む機会として活用します。

小中学校教育研究会人権教育部会の充実に努め、研究成果を「学校人権教育のまとめ」に掲載し、研究成果の共有と実践例の積極的な活用を推進します。

また、人権教育担当者及び新規採用教職員･転入教職員等を対象にした人権教育研修の充実にも努めます。

◆ 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会において主体性をもち、積極的に役割を果たすため、授業等における古典や歴史、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住に関する学習などにおいて、体験型の学習を推進し、伝統や文化に親しみ、文化・芸術の継承と創造への関心を高める教育を充実させます。

基本施策Ⅰ－⑦　生徒指導・相談体制の充実

現状と課題

本市小・中学校の生徒指導上の諸問題には、いじめや暴力行為などがあり、児童生徒の人格形成を図る上で大きな課題です。

問題行動の未然防止や早期発見、早期対応に努めていますが、保護者の価値観や家庭環境等が多様化しており、難しい対応を迫られることが多く、スクールカウンセラー[15] やスクールソーシャルワーカー[16] 、生活・安心相談員[17] 等の専門家及び関係機関との連携を推進しています。

児童生徒の心の声を聞くための学校生活アンケートや定期的な教育相談を実施し、安心して通える学校になるよう支援を強化しています。

近年、児童生徒が問題行動を起こす背景に、家庭環境や保護者の関わり方が原因と思われる事案が増えています。このため、学校が保護者と良好な関係を築き、学校と専門家及び関係機関と連携することにより、早期に保護者支援を行っていく必要があります。

取組の方向性

○　児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力、態度を育成し、豊かな自己実現を支援します。

○　学校における全ての教育活動を通じて、一人ひとりの児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力[18] を育成します。

主な取組

◆　開発的な生徒指導の推進

キャリア教育全体計画の作成や見直しを進め、発達段階に応じた組織的かつ計画的な勤労観や職業観の育成に努めます。

15　**スクールカウンセラー（ＳＣ）**：いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動や不登校などに適切に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識や経験をもとに支援する専門家。

16　**スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）**：いじめ、暴力行為、長期欠席、児童虐待等の生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働き掛けて支援を行う専門家。

17　**生活・安心相談員**：学校における生徒指導上の問題点や配慮を要する児童生徒の実態を把握するとともに、児童生徒、保護者との教育相談及び学校との協議を通じて、個に応じたきめ細かな支援を行う専門家。

18　**自己指導能力**：児童生徒が、日常生活のそれぞれの場で、他者とのかかわりの中で、どのような選択が適切であるか、自分で判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力。

◆　学校内外と連携した問題行動への対応

サポートチームなど関係機関との情報・行動連携の強化を図るとともに、基本的生活習慣の定着や規範意識醸成のための家庭への啓発に努めます。

また、事例研究等の研修の充実を図ります。

◆　きめ細かな不登校対策の推進

多様な視点から児童生徒の状況の変化や進路、その後のサポートに対応できる教育相談体制を構築し、家庭教育への支援や情報提供に努めます。

また、全ての学校に通う児童生徒を対象に「新規」の不登校を生みにくい取組（絆づくり、居場所づくり）を意識した魅力ある学校・学級づくりに努めます。

◆　緊急時等の学校への支援体制の充実

学校だけでは解決が困難な問題行動等の発生時や、事件・事故等による児童生徒の精神的動揺が激しい場合に、専門家（スクールソーシャルワーカー）や専門家チームを学校に派遣し、児童生徒の安全確保や心のケア、学校への助言・支援を行う体制の充実に努めます。

また、重篤ないじめ問題等の解決に向けた「いじめ問題等調査委員会」（第三者機関）の設置及び支援体制の整備に努めます。

基本施策Ⅰ－⑧　健康教育の推進

現状と課題

近年の社会環境の急激な変化や生活スタイルの多様化が、児童生徒の生活環境に大きな影響を与え、メディア依存や生活習慣の乱れなど、現代的な健康課題が顕在化してきており、健康教育もそれに対応したものであることが必要です。また、児童生徒が、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成することが求められています。

本市においては、児童生徒が生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、心身ともに健康でたくましい身体を育む教育を推進しています。体力の現状としては、持久力には優れていますが、筋力、柔軟性に課題があります。また、投力についても、全国と同様に低下傾向が続いています。こうしたことから、体力要素のバランスのとれた児童生徒の育成に向けて、運動の楽しさや喜びを味わう活動を学校体育に位置付けて運動の日常化を図るとともに、学校と家庭が連携し、体力向上の取組を促進することも求められています。

また、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭[19]が市内小・中学校へ巡回訪問し、望ましい食生活についての授業等を通じて、児童生徒及び教職員に対して食育指導を行っています。

食育の推進に向けて、栄養教諭等の専門性を生かした校内指導体制の確立と、栄養教諭・学校栄養職員の資質能力の向上を図ることが必要です。また、家庭・地域と連携し、児童生徒の食への関心をより一層高める環境づくりが求められています。

取組の方向性

○　自他の生命を尊重し、心身の健康保持に対する意識を高め、発達段階に応じた望ましい生活習慣を育みます。

○　健康で安全に行動できる自己管理能力と、たくましく生きるための体力を育みます。

主な取組

◆ 体力向上のための望ましい運動習慣の定着

体力テストの分析結果に基づき、体力向上プランの改善を図り、児童生徒の体力向上に努めるとともに、体力・運動能力向上に向けた、学校・家庭・地域の連携体制を構築します。

19　**栄養教諭**：食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う。子どもたちに食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせる必要性が高いことから「栄養教諭」制度が創設され、平成 17 年度から施行されている。

◆ 健康な生活を送ろうとする実践力を育てる指導の充実

学校保健計画を随時見直し、校内推進体制の充実を図ります。

また、心の健康の保持増進を図るため、小・中学校における保健や道徳の時間での指導、家庭・地域・関係機関との連携の強化による指導の充実を図るとともに、教職員の心身の健康維持に関する支援体制も強化します。

◆ 食に関する指導の充実

食に関して、全体計画を踏まえた指導の充実に努めるとともに、家庭や地域との連携により、望ましい食習慣の形成を図ります。

また、学校給食を中心に地場産物を活用し、地域に根ざした食育を推進します。

基本施策Ⅰ－⑨　安全・安心な学校給食の推進

現状と課題

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであることから、安全・安心な給食の提供が求められています。さらに品質が高く安定的な供給ができるよう、生産者や市場関係者と連携を密にして地場産食材使用率向上を進めていくことが課題となっています。

また、学校給食は、食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるため、学校・家庭・地域と連携した食育の推進を図るとともに栄養教諭が授業等を通じて、指導を行っています。今後も継続して地場産食材を使用した献立を多く取り入れ、地域の特色や伝統への理解を深めるとともに、生産者等への感謝の気持ちを育てていく必要があります。

食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、基本的にアレルギーの原因となる食材を除去した給食を提供しています。しかし、年々、対象の児童生徒が増加していることやアレルギーの原因となる食材が複雑化していることなどにより、一人ひとりの正確な情報を共有し、細心の注意を払うことが求められています。

さらに、食中毒等の発生を予防する上で、より衛生的に調理できるよう、計画的に小学校の調理施設の改修を進めています。

しかしながら、「小学校給食の実施方法については、本市の現状を踏まえ、食育面、管理運営面、施設面などの総合的な観点から検討した結果、将来的には、共同調理場方式（センター方式）へ移行することが望ましい」という「防府市立小中学校教育検討委員会」からの提言を受けており、今後、小学校給食についても共同調理場方式に変更することも視野に入れ検討する必要があります。

また、平成１８年（2006 年）９月から稼働している給食センターについては、経年による機器の老朽化等が進行し、今後は計画的に設備等の更新を行う必要があります。

給食用食器については、現在、軽くて強度のあるＰＥＮ食器を使用しており、引き続き計画的な更新を行っていきます。

取組の方向性

○　給食を通じて、学校・家庭・地域の連携による食の大切さを学ぶ食育を推進します。

○　地産地消を推進し、安全で質の高い給食を提供します。

○　食物アレルギーを有する児童生徒一人ひとりの安全な給食の確保に努めます。

○　給食調理場の施設・設備を改善し、安全・安心な給食を提供します。

主な取組

◆ 食育の推進

栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、食に関する指導の充実を図ります。

◆ 使用食材の安全性確保と地産地消の推進

地元生産者及び市場・卸業者と連携を密にし、使用食材の産地確認・生産履歴等、安全性の確保に努めるとともに、質の高い地場産食材を使用した給食を提供します。

◆ 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーを有する児童生徒の保護者との連携を密にし、情報の共有化を図るとともに適切な対応に努めます。

◆ 安全・安心な給食の提供

安全・安心な給食を提供する上で、より衛生的に調理できるよう計画的に給食施設を改修するとともに、食器の更新を順次進めていきます。

基本施策Ⅰ－⑩　特別支援教育の充実

現状と課題

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点から、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が求められています。

本市では、市内全小・中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、校内コーディネーター[20]を位置付けるとともに、通級指導教室[21]の設置や学校支援員[22]を配置し、個々の実態に応じた指導を全校体制で行う整備を進めています。また、個別の教育支援計画[23]及び個別の指導計画[24]の作成と一層の活用を促し、計画的・継続的な支援を行っています。また、平成２７年度（2015 年度）からは、特別支援教育推進員を派遣し、学校支援員や教職員に対する児童生徒の教育的ニーズに合わせた個別の支援方法の指導を行い、特別支援教育の指導力向上を図っています。

近年、特別な支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、特に通常の学級における発達障害[25]等の可能性のある児童生徒への対応の充実が求められています。

こうしたことから、教職員の専門性の向上を図るとともに校内委員会の充実を図り、組織的な特別支援教育を推進することが課題となっています。そのため、適切な合理的配慮[26]の提供を行うことや特別支援教育の取組、支援体制等についての周知を図る必要があります。

さらに、保護者の不安解消を図るとともに、特別な支援が必要な幼児児童生徒への必要な教育支援を推進するため、幼児期から高校卒業まで、一人ひとりの情報の引継ぎと、教育・医療・福祉等の関係機関との連携による支援のつながりが必要となります。

取組の方向性

○ 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、適切な合理的配慮の提供を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の能力や個性を最大限に伸長するために、組織的・計画的な支援を行います。

20 **校内コーディネーター**：各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

21 **通級指導教室**：小・中学校の通常の学級に在籍している発達に課題がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、発達上の課題を改善・克服するための、実態に応じた特別の指導を行う場のこと。

22 **学校支援員**：小学校及び中学校において、担任や担当教員の指導のもとで、特別な支援を必要とする児童生徒の生活支援を行う、防府市教育委員会が雇用しているパートタイムの職。

23 **個別の教育支援計画**：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を行うための計画。

24 **個別の指導計画**：個別の教育支援計画を指導のために具体化したもので、一人ひとりの年間目標や学期の目標等を設定し、それぞれの目標の達成に向け、指導内容・方法等を明確にして、障害の状態や発達段階に応じて適切な指導及び必要な支援を行うための計画。

25 **発達障害**：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

26 **合理的配慮**：障害のある子どもが、障害のない子どもと平等に教育を受ける権利を確保するために、①学校が行う必要かつ適当な変更及び調整　②個別に必要な支援　③学校に対して、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

○ 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒及びその保護者に対して、教育・医療・福祉等との連携による支援の充実を図ります。

○ 防府市の特別支援教育の取組等についての理解を得るために、適切な情報提供を行います。

主な取組

◆ 早期から切れ目のない支援体制の充実

幼児通級指導教室と連携し、保護者に寄り添いながら、一人ひとりに合った就学・教育支援が行えるように努めます。また、幼保・小・中・高の相互連携により、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への理解を深め、個に応じた指導方法の工夫と改善、指導の系統性と継続性を図ります。

◆ 特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級の授業改善

特別支援教育に関する校内研修の充実を図り、誰にでもわかりやすい授業を心がけるとともに、児童生徒一人ひとりが主体的に授業に取り組めるような授業づくりを進めます。また、学校支援員を配置し、個別の配慮が必要な児童生徒に対する支援を行うことで、学習と学校生活の充実を図ります。

◆ 特別支援学級における教育の充実

個別の教育支援計画を活用して、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を継続して行います。また、校内の児童生徒や地域の人と活動をともにする交流及び共同学習を推進します。

◆ 校内教育支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する校内支援体制を確立し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた組織的・計画的な教育活動を推進します。

また、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の保護者との信頼関係を構築します。

◆ 特別支援教育に関する広報活動の充実

「防府市の特別支援教育」のリーフレットを作成し各家庭に配布するとともにホームページにも掲載するなどして、特別支援教育への正しい理解を得るように努めます。

また、様々な障害の理解や子どもへの適切な対応等の講演会や研修会について、学校のみならず広く周知を図ります。

基本施策Ⅰ－⑪　幼児教育の充実

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、義務教育及びその後の生きる力の基礎を養成する重要な役割を担っており、幼児期における教育機会、教育環境の確保充実が求められます。本市の幼児教育においては、認定こども園・幼稚園・保育園（所）が大きな役割を果たしていることから引き続き支援していくことが必要で、認定こども園・幼稚園・保育園（所）での教育には、就学前の子どもに質の高い幼児教育を総合的に提供するための条件整備が求められます。

また、就学前の幼児教育と小学校教育のなめらかな接続を図るため、幼児教育との連携の観点に立ち、カリキュラムを工夫することが望まれます。

取組の方向性

○ 就学前の幼児教育から小学校教育へのなめらかな接続を図ります。

○ 認定こども園・幼稚園・保育園（所）における保護者の経済的負担軽減や幼児教育の充実に努めます。

主な取組

◆ 幼保・小の連携の推進

小学校では、第１学年入学当初において、幼児教育から小学校教育へ円滑に移行することに資するためのスタートカリキュラムを編成し、生活科を中心とした合科的な指導の一層の充実を図ります。

また、認定こども園・幼稚園・保育園（所）、小学校が幼児児童の実態や教育内容についての相互理解を深めるため、「幼保・小連携教育研修会」を実施するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図ります。

◆ 子育てに関する相談体制の充実

認定こども園・幼稚園・保育園（所）等のいわゆる「年中児」を対象に５歳児（年中児）発達相談会を実施して、幼児の発達特性を保護者に理解してもらい、個に応じた環境が設定されるよう支援することで、幼児の発達を促進します。

また、保護者の様々な悩みの解決に向け、実情に応じた助言や支援をすることで、保護者の育児不安の解消に努めます。

幼児に対する就学相談・就学指導については随時行います。

◆ 乳幼児機関への支援の充実

園児が安全・安心に活動できる環境確保や管理運営に向けた補助事業等について、積極的に情報を提供し、防府市幼稚園連盟や防府市保育協会と連携しながら、幼児教育の振興・充実に取り組んでいきます。

施策の柱Ⅱ　地域ぐるみの教育の推進

基本施策Ⅱ－①　地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く環境はますます複雑化、多様化しています。そうした状況の中、学校と地域が相互に連携・協働[27]し、子どもたちの成長を支えていくことが必要です。文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール[28]と、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の一体的な実施を推進しています。

そこで、本市では、市内全ての小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、コミュニティ・スクールを基盤とする学校・家庭・地域が連携した教育に取り組んでいます。小学校から中学校までの９年間を見通した教育の中で、知・徳・体のバランスの取れた子どもの育ちを見守る組織づくりを推進し、地域の願いを受け止めた学校運営により、よりよい地域づくりにも貢献しています。また、中学校区ごとに地域協育ネット[29]を設置し、地域学校協働活動を通して学校・家庭・地域の連携の推進に努めています。さらに、地域連携教育アドバイザー[30]と地域連携教育エリアアドバイザー[31]が、市内各小・中学校の学校運営協議会と各地域協育ネットへの助言・支援を実施しています。

令和２年度より、全ての県立高等学校がコミュニティ・スクールとなっていることから、小・中学校と高等学校の学校運営協議会を通じた連携が必要となります。

今後も学校運営協議会と地域協育ネットにおいて熟議を重ね、学校と地域が育てたい子どもの姿（目標やビジョン）を共有することや、学校・家庭・地域が連携して地域の活動に積極的に参加すること、そして様々な評価を活用しよりよいものにしていくこと等、これら一連の取組を循環型で行い、持続可能なものにすることが大切です。

27　**協働**：多様な主体が、それぞれの特性を生かし、互いを尊重し、協力して取り組むこと。

28　**コミュニティ・スクール**：学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。コミュニティ・スクールは、地域の公立学校の運営に、保護者や地域住民の声を生かす仕組み。

29　**地域協育ネット**：幼児期から中学校卒業程度までの子どもの育ちや学びを、地域ぐるみで見守り、支援することを意図した山口県が推進する教育支援体制。概ね中学校区をひとまとまりとし、地域協育ネット協議会を核とした、学校・家庭・地域の連携による仕組み。

30　**地域連携教育アドバイザー**：市内のコミュニティ・スクールや地域協育ネット、小・中連携の
の充実などを推進するために各学校や地域協育ネット協議会への訪問指導、連携支援等を行う職員。

31　**地域連携教育エリアアドバイザー**：防府山口地域を拠点とする地域連携教育アドバイザー。

取組の方向性

○ コミュニティ・スクールの充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画する地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。

○ 学校と家庭、地域が連携・協力し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを見守り、支援する取組を推進します。

主な取組

◆ コミュニティ・スクールの円滑な運営

保護者や地域住民等の学校運営への適切な参画と連携の強化を図り、コミュニティ・スクールの円滑な運営に努めるなど、地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。

各校区の保護者や地域の願いを受け止め、学校運営の質の向上を図り、県立高等学校の学校運営協議会と連携するなど、地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを進めます。

◆ 地域協育ネットの推進

各中学校区における、学校・家庭・地域が協働する、いわゆる地域協育ネットを推進するとともに、ほうふ幸せます人材バンク[32]との一体的な運用により、学習支援・環境整備・見守り活動などの学校等を拠点とした教育支援事業や、小学校区における、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長できる環境づくりを図るための放課後子ども教室推進事業等を充実させます。

◆ 広報活動の充実

保護者や地域住民のコミュニティ・スクールに対する認知度を上げることをめざします。

コミュニティ・スクールの取組を紹介するプレゼンテーションを全小中学校で作成しています。就学時健診、仮入学、入学式、ＰＴＡ総会等でプレゼンテーションを活用し、これまで以上に認知度を高めます。

また、「ふるさとを愛する心の育成&ふるさとを担う人材育成カリキュラム[33]」、「防府市学校・地域連携カリキュラム[34]」を活用し、小中交流や、地域の方との交流の機会をさらに増やしていきます。

---

32 **ほうふ幸せます人材バンク**：「指導者バンク」と「支援者バンク」を一体的に運用することで市民の生涯学習のきっかけづくりを推進し、地域とともにある学校づくり及び地域づくりを支援する制度。

33 **ふるさとを愛する心の育成&ふるさとを担う人材育成カリキュラム**：特色ある地域学校協働活動を「学校運営」、「地域貢献」、「学校支援」、「幼保小中連携」の視点から分類し、地域協育ネットごとに一覧にしたもの。（平成 30 年度作成）

34 **防府市学校・地域域連携カリキュラム**：市内の小・中学校の学年ごとの地域連携教育に関する取組を、月別に一覧にしたもの。（令和元年度作成）

基本施策Ⅱ－②　青少年の健全育成

現状と課題

本市では、防府市青少年育成市民会議[35]と連携して「家庭の日」運動[36]の普及を図り、家庭の大切さを啓発するなど、青少年健全育成を促進するとともに、子どもが安全に安心して過ごせる環境づくりを全市的に促進しています。

また、青少年育成センターや関係機関・諸団体と連携した防犯・巡視活動を総合的に推進し、青少年の非行・問題行動に対する防止活動の強化や社会環境の改善に努めています。

青少年がたくましく生き抜く力やいのちの大切さを学び、社会の基本的なルールを守る意識や人間関係を構築する力を身に付けるために、多様な体験やボランティア活動などの社会参加活動を推進する必要があります。

取組の方向性

○ 関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や相談機能の充実を図るとともに、地域における青少年の非行・問題行動の防止活動や有害な環境の改善活動などの青少年育成活動を推進します。

○ 青少年の自主性や社会性を培うため、青少年団体の活動を支援します。

○ 子どもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりとして、登下校時などに「不審者からの声かけ」等の被害から、子どもたちの身を守るための避難場所となる「子ども 110 番の家」の設置を推進します。

主な取組

◆ 家庭教育機能の強化

関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や青少年及び保護者に対応する相談機能の充実を図り、家庭教育力の向上をめざします。

◆ 非行・問題行動の防止活動や有害な環境の改善活動

青少年育成センターや関係機関・諸団体と連携し、防犯・巡視活動を推進します。

◆ 青少年活動の推進

青少年の自主性や社会性を培うため、青少年団体が実施する事業の助成や様々な活動の支援を行います。

35　**防府市青少年育成市民会議**：市民の総意を結集して青少年育成市民運動を展開し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした会議。

36　**「家庭の日」運動**：毎月第 3 日曜日を「家庭の日」として、家族の絆(きずな)を深めるために家族が一緒に過ごす機会を増やすように促す運動。

◆ 子どもの安全・安心対策

登下校時などに「不審者からの声かけ」等の被害から、子どもたちの身を守るための避難場所として設置している「子ども 110 番の家」の拡充を図ります。

施策の柱Ⅲ　一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

基本施策Ⅲ－①　生涯学習機会の充実

現状と課題

生涯学習に関する情報は、情報化の進展やＩＣＴ機器の普及により発信方法、入手方法が多様化しており、求められる学習ニーズも高度化、多様化しています。

本市では、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」を実施するとともに、生涯学習相談コーナーを設け、多様化する学習ニーズに対応しています。

多様化する学習ニーズに応えるために、世代間の差異に着目し、ターゲットを明確にした学習プログラムの作成と身近な場所でのきめ細かな学習機会の提供が必要です。

また、学習課題の高度化、多様化に対応するためには、産学公民[37]のネットワークを強化し、地域の知的資源・物的資源を有効に活用した生涯学習施策を展開することが求められています。

取組の方向性

○ 市民の生涯学習意識を高めるため、必要とされる情報を適切に提供する仕組みの充実を図ります。

○ 生涯にわたって、現代社会が抱える課題から発生するニーズに応じた、様々な学習活動を支援するための学習機会を提供します。

○ 高度化・多様化した学習ニーズに対応するため、生涯学習専門員[38]による生涯学習相談コーナーの一層の充実に努めます。

○ あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる生涯学習社会の実現に向け、防府市生涯学習推進協議会、行政、市民、民間団体、企業、大学等の連携による、教育ネットワークの強化を図ります。

37　**産学公民**：民間企業、学校、国・地方公共団体、地域住民・ＮＰＯ等を表す。
38　**生涯学習専門員**：防府市独自の制度で、生涯学習に関する情報の収集・提供や、学習相談、「ほうふ幸せます人材バンク」のコーディネート等を行う専門職員。

主な取組

◆ 生涯学習情報発信の充実

本市が提供する市民向けの講演会や講座などの情報を集約し、一元的な管理に取り組みます。また、大学等の公開講座の周知や、民間団体、県との情報の共有を図るとともに、収集した情報を整理し、市民にわかりやすい情報の提供を行い、生涯学習意識の醸成に努めます。

◆ 多様な学習機会の提供

生涯にわたって様々な学習活動を支援するため、各年齢期における課題に対応して、子育てに関する講習会等による家庭教育の支援や、子どもの体験・交流活動、勤労者のニーズに応じた学習活動や、高齢者の生きがいとなる学習活動等の機会の充実を図ります。

また、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」による、市民一人ひとりの安全・安心な暮らしにつながる防災・防犯、福祉、環境問題などを学ぶ機会の充実を図ります。

◆ 生涯学習相談体制の充実

学習情報に関する資料の充実を図るとともに、生涯学習専門員が迅速かつ的確な情報提供を行い、市民からの相談にきめ細かく対応できるよう、相談能力の向上を図ります。

◆ 産学公民の教育ネットワークの強化

市民が多様な生活課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性、能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受するため、防府市生涯学習推進協議会、行政、市民、民間団体、企業、大学等が一体となり、より効果的な生涯学習施策を推進します。

基本施策Ⅲ－②　生涯学習を支える人材の育成と活用

現状と課題

本市では、生涯学習ボランティアや学校支援ボランティアなどの、様々な人材を活用しているところですが、人材を活用するだけではなく、ボランティア同士のネットワーク化を図り、自立した市民活動への展開が求められています。

「学習成果の評価・活用」については、各公民館の地区文化祭や生涯学習フェスティバルなどで、表彰や学習成果の発表の場が設けられていますが、個人の学習の成果が社会でさらに活用されるには、「ほうふ幸せます人材バンク」等の仕組みを充実させる必要があります。

取組の方向性

○ 生涯学習に関するボランティア活動の研修の場を継続して提供し、ボランティアや生涯学習指導者・支援者の育成機会の充実を図ります。

○ ボランティア活動を支援するとともに、生涯学習フェスティバル[39]、放課後子ども教室等のボランティアが活躍できる場を提供します。

○ 社会教育関係団体[40]等の活動を支援します。

○ 地域人材の「ほうふ幸せます人材バンク」への登録を進め、学校の授業や地域で開催される講座等での活用を促進します。

主な取組

◆ 生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実

生涯学習を進める上で、学習を指導する講師、生涯学習やボランティア活動の核となるコーディネーター[41]、団体やグループのリーダーなどの役割が重要となることから、生涯学習指導者の指導力を高める研修の場を継続して提供し、育成機会の充実を図ります。

39　**生涯学習フェスティバル**：生涯学習ボランティアや市民が主体的に企画・運営し、学ぶことの楽しさを伝えるとともに、多くの市民が生涯学習活動に参加する機会となるイベント。

40　**社会教育関係団体**：法人か否かを問わず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体で、青少年教育に関する団体、成人教育に関する団体、社会教育施設関係団体、文化・芸術に関する団体など。

41　**コーディネーター**：一般的には調整する人のことを表すが、ここでは生涯学習の活動やボランティア活動を行う上で、支援を求める側と提供する側の個人や団体との間に必要な仲介・調整の役割を担う人。

◆ ほうふ幸せます人材バンクの充実

専門的な知識や技能のある個人・団体等をボランティアとして登録した「指導者バンク[42]」と学校や公民館が保有する学校支援ボランティアを登録した「支援者バンク[43]」を一元管理する「ほうふ幸せます人材バンク」を充実させるため、各種ボランティア団体との連携に努め、学校の授業や地域の講座等での積極的な活動と横断的な運用を行います。また、「指導者バンク」による公開講座の開催により、市民への周知と積極的な活用を図ります。

◆ 学習成果発表の機会づくり

学習した成果を発表することは、社会への還元となるとともに、学習者にとっても喜びとなり、さらなる学習意欲へとつながります。作品展、発表会の開催や、活動のＰＲ展示を行い、日頃の学習成果の発表の場を提供します。

◆ 社会教育団体や各種ボランティア団体への支援

市民活動団体は、各種ボランティア活動やＮＰＯ[44]活動などを行い、自主的・主体的にまちづくりに参加しています。これらの市民活動団体の活動を支援し、活性化を図ります。特に、社会教育関係団体については、社会教育に関する公益的な活動を行い、生涯学習の推進に主体的に取り組む団体として、団体の自主性を尊重しながら、運営や活動の支援を行います。

42　**指導者バンク**：生涯学習に関する専門的な知識や経験、技能のある個人及び団体を登録したもの。
43　**支援者バンク**：社会貢献あるいは自己実現を図りたいと考える個人及び団体を登録したもの。
44　**ＮＰＯ**：営利を目的としない自主的に公益活動を行う団体。Non Profit Organization（非営利組織の略）

基本施策Ⅲ－③　人権学習の推進

現状と課題

私たちの身の回りには、様々な人権課題が幅広く存在しています。

また、社会経済情勢などの変化により、新たな人権侵害が発生するなどしています。

こうした状況を踏まえ、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくり」の実現に向けて、市民自ら、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活の中で人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、互いの存在を認め合い、人権を尊重し合えるようになることが大切です。

そのために、学校や家庭、地域、職場など様々な場で、主体的な人権学習を一層推進していく必要があります。

取組の方向性

○ 防府市人権学習推進市民会議と連携し、基本的人権尊重の視点に立った人権学習を推進するため、様々な学習機会を提供します。

○ 地域社会の実情や課題、市民の学習ニーズを踏まえた学習内容等の充実に努めます。

○ 市民一人ひとりの人権が尊重される地域づくりに向けた市民の自主的な人権学習を支援します。

主な取組

◆ 市民ぐるみの積極的な推進

人権問題に関わる市民のニーズを踏まえるとともに、防府市人権学習推進市民会議を中心として、人権学習市民セミナーや講演会を開催し、人権が尊重される、住みよい地域づくりをめざした市民ぐるみの人権学習を推進します。

◆ 推進体制の充実

人権学習推進委員の活動に資するよう研修の充実に努めるとともに、地域、職場、学校、団体等で実施される主体的な活動を支援し、人権問題の正しい理解と人権意識の高揚を図ります。

◆ 人権学習への支援

人権学習指導員を学習会へ派遣し、また視聴覚教材を充実するなど、誰もが人権学習に進んで取り組むことができるように支援します。

基本施策Ⅲ－④　生涯学習の拠点となる施設の充実

現状と課題

多様なニーズに対応し、本市の特徴を生かした生涯学習を推進するため、生涯学習拠点施設の整備・充実が求められています。公民館やその他の施設でも設備の改善を進めていますが、誰もが使いやすい施設とするためには、今後も引き続き整備に努める必要があります。

生涯学習の中核となる施設の設置については、現状では新たな施設の設置は難しいため、既存の施設等を活用し、機能面での充実を図っていく必要があります。

取組の方向性

○ 公民館は、地域における住民の学習ニーズに総合的に応える施設であり、社会教育主事[45]等の配置による専門職員の充実に努めるとともに、地域課題に対応した学習機会の提供や、地域情報の収集、学習情報の提供に努めます。

○ 公民館は、地域コミュニティ活動[46]を支援する施設としての役割や、地域の課題を解決するための学習を行う施設としての役割が期待されることから、地域活動の拠点施設としての機能の充実に努めます。

○ 青少年科学館（ソラール）では、本市の科学教育普及活動の拠点施設として、創造性豊かな青少年の育成と市民の科学技術に関する知識の普及及び啓発を図ります。

主な取組

◆ 公民館の整備・充実

公民館の計画的な整備・改修と適正な維持管理に努めます。

◆ 公民館活動の推進

公民館における学習情報の発信に努めるとともに、自治会や関係団体等との連携・協働による多様な学習の場の提供を行います。

◆ 青少年科学館の充実

施設の計画的な整備・改修を進めるとともに、様々な科学教室の開催、小・中学校への理科教育支援、企画展の開催、防府市少年少女発明クラブ[47]の活動推進などを行います。

45　**社会教育主事**：教育委員会に置かれる社会教育の専門職員。社会教育を行う者に、専門的・技術的な助言と指導を行う。

46　**地域コミュニティ活動**：住民相互の交流が行われている概ね小学校区を単位とした地域コミュニティにおいて、主体的に取り組まれる活動。

47　**防府市少年少女発明クラブ**：少年少女に科学的な興味・関心を追及する場を提供し、自由な環境の中で創作活動を行い、作品を完成する喜びを体験させ、創造性豊かな人間形成を図ることを目的とするクラブ。

基本施策Ⅲ－⑤　図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

図書館では、現在、約５０万冊の資料を所蔵しており、年間約２３万人（１日平均約 800 人）の入館者、約５４万冊の館外個人貸出冊数があります。

また、平成２３年度（2011 年度）から運行を開始した移動図書館車[48]は、常時 3,500 冊の図書を積載し、ステーションの増設、巡回コースやステーションの見直しを行いながら、図書館から遠距離に居住している人や障害のある人、交通手段をもたない人等のための市内全域サービスの充実を図っています。

また、依頼のあったイベント等に臨時出張サービスとして移動図書館車が出向くなど、図書館のＰＲに取り組んでいます。

平成２８年度（2016 年度）から指定管理者制度を導入した図書館の管理運営については、図書館に係る諸計画や図書館行政を所掌する図書館管理室の指導の下、図書館事業の一層の発展に努めており、社会環境の変化により多様化する利用者のニーズに対応するために、より高いサービスの提供を実現することが求められています。

このことから、今後、さらに、情報・文化・生涯学習を担う社会教育施設の拠点として、資料・情報提供サービスの一層の充実と、市民参画の推進により、市民に親しまれ、市民とともに歩む図書館となるよう、令和３年（2021 年）３月に策定した「第２次防府市図書館サービス振興基本計画」を、防府市図書館協議会[49]において点検・評価しながら、継続した図書館サービスの向上に取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

○ 「防府市立防府図書館資料収集要綱」に基づき、本市の特色を生かした資料の収集や、利用者ニーズに対応した幅広い資料の充実・整備を図ります。

○ 多様な利用者ニーズに的確に対応するため、利用者サービスの質的向上を図るとともに、市内全域サービスやＷｅｂサービス[50]の更なる充実に努めます。

○ 市民との協働を推進し、図書館ボランティアの養成・育成を図ります。

○ 学校図書館をはじめ他の図書館や教育文化施設・機関等との相互協力・連携を推進します。

---

48 **移動図書館車**：図書館を直接利用しにくい利用者のために、資料を積んで定められた場所（ステーション）に行き、貸出し・返却業務等を行うための車両。自動車文庫、ブックモビル（bookmobile）ともいう。

49 **図書館協議会**：公立図書館が図書館法第 14 条に基づき設置することができる機関。図書館の行うサービスに対して意見を具申する。

50 **Ｗｅｂサービス**：利用者が自宅や勤務先から、インターネットを経由して図書館のホームページで資料検索や予約等ができるサービス。

○ 企画展示や集会・文化活動、郷土資料のデジタル化、ホームページの内容充実、報道メディア等の活用を通じて、積極的な情報発信を図ります。

○ 「第３次防府市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進します。

主な取組

◆ 図書館資料の質・量両面の充実

図書・視聴覚資料や雑誌・新聞の充実を図ります。防府市関連の事項・人物等に関する資料、行政関係資料などの郷土（地域）資料の充実に努めるとともに、電子書籍の普及に伴い変化する資料提供サービスへの対応を図ります。

姉妹都市である大韓民国春川市の春川市立図書館との資料交換協定に基づき、韓国で発行された資料の収集に努めます。

◆ 図書館利用者サービスの充実

調査・研究を目的とする利用者のためのレファレンス・サービス[51]の充実に努め、多様な利用者ニーズに的確な対応ができるよう、資料提供サービス・情報提供サービスの質的向上を図るとともに、ＯＰＡＣ[52]をはじめとするＷｅｂサービスの充実に努めます。

交通手段をもたない人等のため、移動図書館車でのサービス向上に努めるとともに、地域文庫・貸出文庫の利用促進を図ります。

障害者や高齢者へ配慮したサービスの推進に努めます。

◆ 図書館事業への市民参画の促進と活用

行事運営などで市民との協働を推進するとともに、防府市図書館協議会の設置により、図書館事業へ広く市民の声が反映されるよう努めます。

定期的に開催する行事・講習会等を通じて、ボランティアの養成・育成を図ります。

◆ 様々な教育文化施設との連携の推進

資料や情報を的確に提供するため、学校図書館ほかの図書館や施設・機関等との相互協力の推進を図ります。

---

51 **レファレンス・サービス**：(reference service)知識や情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、必要としている知識・情報の検索方法を教えたり、回答を提供したりするサービス。近代図書館の主軸をなす機能。参考業務ともいう。

52 **ＯＰＡＣ**：(Online Public Access Catalog) オンライン閲覧目録。館内の専用端末や図書館のホームページから利用者が蔵書検索をできるようにしたシステム。

◆ 集会・文化活動及び広報活動の推進

企画展示や集会・文化行事、図書館資料を活用する生涯学習グループの奨励・育成等の事業を拡充し、図書館の多角的な利用促進を図るとともに、ホームページの内容充実、各種報道メディア等の活用を通し、積極的な情報発信に努めます。

長年郷土の歴史史料を翻刻してきた「防府史料」シリーズの刊行を継続するとともに、ホームページに掲載し、情報発信の充実を図ります。

◆ 「防府市子ども読書活動推進計画」に基づく、子どもの読書活動の推進

市の関係各課、小・中学校及び各関係機関との連携を図り、子どもの読書活動に係る各種事業を展開します。

施策の柱Ⅳ　安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

基本施策Ⅳ－①　安全・安心な施設整備、教育環境の確保

現状と課題

東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化や防災・防犯対策など、幼児児童生徒を災害、事故、犯罪から守るための安全・安心な教育環境の整備が求められています。

本市では、学校施設の耐震化を進めており、平成２９年度（2017 年度）に老朽化し耐震性のない校舎を解体して、耐震化率 100％を達成しました。解体した校舎の建替えは令和元年度（2019 年度）で終わり、建物構造体の耐震化関連の工事は全て完了しました。引き続き、外壁改修や屋内運動場の照明器具落下防止など非構造部材[53]の耐震化を進めながら、施設の老朽化した箇所の更新に努めていきます。

また、高度情報化の急速な進展など時代の変化に伴う様々な教育課題に対応するため、大型提示装置やＩＣＴ機器などの学校教材を計画的に配備し、大学とその有効活用について共同研究をするなど質の高い教育環境の整備を図ることが必要となります。

取組の方向性

○ 学校施設の耐震化や老朽化施設の整備を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。

○ 少人数学級化など、時代の変化を見据え、誰でも利用しやすく環境に配慮した、ゆとりと潤いのある施設や効果的な授業の実現に向けた学校教材、環境を整備し、質の高い教育環境を提供します。

主な取組

◆ 学校施設の整備

児童生徒の安全確保に向け、「防府市学校施設長寿命化計画」に沿った計画的かつ効率的な学校施設の老朽化対策を進めます。また、特別に支援を要する児童生徒に配慮した施設や健康保持に必要な設備の整備に努めます。

53　**非構造部材**：柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など構造体と区分された部材。一般的には建築非構造部材を指すが、設備機器等も含める。

◆ 学校施設非構造部材の耐震化

安全・安心な学校施設の整備充実を目的として、外壁改修や屋内運動場の照明器具等の落下防止など非構造部材の耐震化を進めていきます。

◆ 学校教材の整備

学校教育環境の充実を図るため、理科備品など学校教材を計画的に整備するとともに、時代の変化を見据えた確かな学力の育成を図るため、大型提示装置やＩＣＴ機器などの研究をしながら整備し、適正な運用、管理に努めます。

基本施策Ⅳ－②　学校安全の推進

現状と課題

学校は、子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければなりません。しかし、子どもの安全を脅かす事件、事故、災害等は、いつ、どこで、どの学校で起こるかわかりません。学校の安全教育においては、子どもたちに「自らの命は自ら守る」という態度と能力を身に付けさせることが必要です。

本市では、各学校において危機管理マニュアルの見直しや保護者への緊急連絡体制の構築、「危険予測学習（ＫＹＴ）[54]資料集」の活用などにより、教育活動全体を通じて「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の３領域について、総合的かつ積極的に取り組んでいます。

今後は、教職員の資質を向上させるとともに、児童生徒が自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力（自助）の育成や、自分の安全を確保した上で、周囲の人や社会の安全に貢献できる力（共助・公助）の育成に向けた実践的・実効的な「安全教育」を推進します。

取組の方向性

○ 学校内外の生活の中で自他の生命を尊重し、安全に行動できるための危機予測・回避能力を育みます。

○ 学校において、機能する危機管理体制を構築するとともに、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。

主な取組

◆ 児童生徒の危機予測・回避能力の向上

通学路の安全点検の実施及び安全マップの見直しと効果的な活用を推進するとともに、自然災害や火災・不審者を想定した訓練等を計画的に実施します。

また、学校安全計画に基づいた交通安全指導を実施し、交通マナーや自らの命を守る能力を身に付ける交通安全を推進します。

◆ 機能する危機管理体制の確立

定期的な危機管理マニュアルの見直しと効果的な活用を推進するとともに、各種安全教育研修会への参加を促進し、教職員の危機管理能力の向上を図ります。

防府市メールサービスの活用促進等により危機管理体制の確立を図ります。

安全・安心のための点検活動を計画的・継続的に実施します。

54　**危険予測学習（KYT）**：イラスト等を見ながら危険を予測し回避する方法を考える学習活動（KYT は Kiken Yosoku Training の略）

◆ 地域・家庭と連携した学校安全体制の整備

地域の関係団体や保護者との連携の強化による見守り活動等の充実や各地域におけるスクールガード組織[55]の運営へ積極的な支援を行います。

また、見守り活動等によって得られた情報を、学校・学級や家庭での日頃の声かけ等に生かし、日常のきめ細かな指導を充実させます。

◆ 防災教育と防災管理を一体的に捉えた、学校防災の充実

地域の自然災害の特徴や児童生徒の発達段階に応じた防災教育を促進し、児童生徒が自らの命を自ら守ることはもとより、周囲の人や社会の安全に貢献できる「防災対応能力」の向上を図ります。

また、災害安全に関する組織活動ができるよう、日頃から開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、生きる力を育む防災教育や計画的な防災管理の充実に努めます。

◆ 感染症拡大防止体制の確立

各学校における手洗いや換気等の取組を推進し、感染症の拡大防止に努めます。

特に、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止については、最新の感染状況や対策についての情報を発信し、各学校の対応マニュアルの更新と、それに基づいた対策の徹底を図ります。

55 **スクールガード組織**：平成 16 年・17 年、登下校中の子どもが殺害されるという重大事件が全国で発生し、子どもたちを地域で見守ろうという動きが高まった。こうして組織された「学校安全ボランティア」の方々を「スクールガード」と呼び、その組織を「スクールガード組織」という。山口県でも、学校・家庭・地域（自治会や防犯団体等）の連携により学校や通学路で子どもたちを見守る温かい活動が広がっている。

基本施策Ⅳ－③　校種間連携・小中一貫教育の推進

現状と課題

本市では、小学校とその小学校に入学する幼児のいる認定こども園[56]・幼稚園・保育園（所）との間で、子ども同士、教職員同士が交流することなどにより連携しています。また、各小・中学校と近隣の学校との間では、教職員の授業参観や研修会、児童生徒の行事や総合的な学習の時間、特別活動などを通じて交流することにより連携を深めています。さらに、中学校と近隣の高等学校との間では、相互の授業参観や情報交換により連携しています。

今後は、より綿密な情報交換や継続的な学習指導、生徒指導の充実を図ることによって、各校種間の連携をさらに深め、「小１プロブレム[57]」や「中１ギャップ[58]」の解消、中学生の進路意識の醸成を図り、幼保・小・中・高の円滑な接続やつまずきの予防に努めます。

また、小規模特認校[59]である富海小・中学校では、小学校外国語活動と中学校英語科の学習内容や地域の特色を生かした体験活動について、９年間を見通した教育課程を学校独自で編成し、一貫した教育に取り組んでいます。

今後は、このような小中一貫教育の取組を、コミュニティ・スクールや地域協育ネットの活動を含め、各学校や地域の実態に応じて、継続的に取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

○ 幼保・小・中・高の校種間の連携を強化することにより、円滑な接続やつまずきの予防に努めます。

○ 児童生徒一人ひとりの健やかな成長のために学校・家庭・地域が連携し、小・中学校９年間を見通した小中一貫教育を推進します。

主な取組

◆ 幼保・小・中・高の校種間の連携強化

幼保・小連携教育研修会、学習指導や生徒指導に関わる各種研修会において、校種間の連携を強化し、さらに、積極的な授業参観や情報交換により、継続的な指導の充実を図ります。

また、進学前後の情報交換等により、校種間の円滑な接続を推進し、児童生徒の不適応の解決を図ります。

56　**認定こども園**：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園・保育所の両方の機能をあわせ持つところ。

57　**小１プロブレム**：小学校に入学したばかりの小学校１年生が集団行動できない、授業中に座っていられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する教育現場での問題を「小１プロブレム」と呼んでいる。これまでは１か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育が注目されはじめた。

58　**中１ギャップ**：児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていくこと。

59　**小規模特認校**：児童・生徒数が減少している学校において、特色ある教育活動を行いつつ通常の通学区域にかかわらず、校区外から通学することができる学校。

◆ 小・中９年間を見通した小中一貫教育の推進

９年間を見通した教育課程を編成したり、小・中学校共通の指導事項を設定したりすることを通じて、発達段階に応じたきめ細かい教育の推進を図るとともに、やまぐち型地域連携教育を活用して、地域との連携強化を図る中で、更なる校種間の連携を推進します。

基本施策Ⅳ－④　教育機会の確保

現状と課題

厳しい経済雇用情勢が続き、経済的格差などによる進学機会や学力などの差が、教育やその後の就業状況の格差にもつながるといった、格差の再生産、固定化の解消が課題とされています。

本市では、これまでも、経済的理由により就学が困難な家庭に対して、就学援助費、奨学金の充実等の取組を実施してきたところですが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲や能力のある者への学習機会の確保を可能とし、教育機会の格差が生じないようにする必要があります。

また、家庭環境による経済的格差や自然的条件が不利な状況にある児童生徒、また、様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、支援体制や誰もが受けることのできる多様な学習機会の提供など教育支援を行う必要があります。

取組の方向性

○ 家庭の経済状況による教育格差の改善に向け、経済的支援を通じて、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者への学習機会を確保します。

○ 家庭環境等の要因による教育格差の解消や地理的制約のある児童生徒に対する就学支援に努めるとともに、様々な困難や課題を抱えている家庭・児童生徒への教育支援を行います。

主な取組

◆ 経済的支援の充実

教育費の保護者負担を軽減するため、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助費を給付し、適切な教育機会の確保を図ります。

◆ 修学支援の充実

意欲・能力のある者が安心して学習機会を確保できるように、高等学校入学準備金や奨学資金貸付などにより修学支援の充実を図ります。

◆ 私立高等学校への支援

私立高等学校が実施する高校生の地域貢献などの地域活動の促進を図るとともに、私立高等学校の施設整備などの充実を図るため、補助金を交付し、私立高等学校の振興充実を図ります。

◆ 地理的条件の解消

学習機会を保障するため、小野小学校区において、徒歩による通学が困難な地区への送迎を行うスクールバス運行事業の実施や野島小・中学校への渡船通学費用及び小規模特認校の制度を利用して通学する、向島小、富海小・中学校児童生徒の保護者に対する通学費用の補助をします。

◆ 教育支援の充実

様々な障害や病気を抱えている児童生徒に対し、個別の支援体制や教育機会を確保するとともに、家庭の経済状況などの課題を抱えている家庭に対する家庭教育支援や不登校などの問題を抱えている児童生徒に対する学習支援などの教育支援を充実します。

基本施策Ⅳ－⑤　学校における働き方改革の推進

現状と課題

変化の激しい社会の中で、次代を担う子どもたちがたくましく生き抜く資質・能力を育むために、学校教育が果たすべき役割や責任は時代とともに大きくなっています。そうした背景を受け、学校の業務量は増加の一途をたどっており、学校における働き方改革が喫緊の課題となっています。

今後、「教師が子どもとしっかり関わる時間の創出」「教職員のワークライフバランスの実現」など、教育の質の向上を図ることと、学校の業務量を整理し、持続可能な学校の指導・運営体制を構築することの両輪から働き方改革を進める必要があります。

長期休業中の学校閉庁日の設定など、市全体で働き方改革が進んでおり、防府市部活動運営方針の周知により、休日の勤務時間が縮減されています。

また、管理職を対象とした働き方改革についての研修により、教職員の意識向上が進むとともに、放課後電話対応の時間制限により、平日の時間外業務時間が縮減されています。

課題としては、学校行事や各種会議の更なる見直しや、放課後の業務内容の精選があげられます。また、学校支援人材の確保と活用、教職員の資質向上に向けた研修等のあり方、中学校部活動における部活動の運営については課題が残ります。

取組の方向性

○ 学校行事、各種会議、部活動等の学校業務の見直しを図るため、全国の好事例の紹介、各学校の現状把握と成果・課題の洗い出し、改善策についての協議、指導、進行管理等を行います。

○ 防府市グループウエア（ミライム）や学校支援人材の活用促進により、業務の効率化を図ります。

○ 学校担当主事制を活用し、各校の状況について把握し、課題の解決に向けた相談体制を強化します。

主な取組

◆ 業務の見直しと効率化

業務や学校行事等の見直しに向けた好事例の紹介を行い、各校の業務の見直しなどについての指導に努めます。

防府市グループウエア（ミライム）を活用した情報共有、職員会議のペーパーレス化等、ＩＣＴを活用した業務の省力化、効率化を図ります。

防府市部活動運営方針の徹底を図ります。（中学校）

◆ 勤務体制の改善

防府市グループウエア（ミライム）等を活用した時間外在校時間等の確実な把握を促進します。

ノー残業デイ等の設定と実施、各校の業務改善の取組について、学校担当主事による日常的な学校訪問をとおして、状況把握と指導に努めます。

電話自動音声応答システムの導入等、放課後の時間外勤務の軽減に努めます。

◆ 学校支援人材の活用

部活動支援員、ＩＣＴ支援員を配置し、教職員の業務支援や資質向上に向けた研修等のサポートを行います。

ほうふ幸せます人材バンク等による学校支援ボランティアの活用を促進します。

基本施策Ⅳ－⑥　教職員の資質能力の向上

現状と課題

近年、社会の情報化、グローバル化、少子高齢化に伴い、教育を取り巻く環境も急速に変化しています。また、教職員の大量退職・大量採用によって組織の年齢構成が大きく変わることが予想される状況の中で、教職員の人材育成、資質能力の向上は喫緊の課題となっています。

本市においても、経験豊かなベテラン教職員の知識や技能を若手の教職員に継承する体制づくりや、複雑化・多様化する教育課題に的確に対応するための取組をしていく必要があります。

取組の方向性

○ 教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上が図れるよう、研修体制を工夫していきます。

○ 教職員が見通しをもって自ら成長していけるよう、防府市が求める教師像を明確に示し、意識の高揚を図ります。

主な取組

◆ 教職員研修の充実

若手教員のスキルアップを目的とした「ほうぷ塾[60]」や、ミドルリーダーの育成をめざした「プレミアムほうぷ塾[61]」等、キャリアステージを意識した研修会の充実に努めます。

◆ 学校内の人材育成

「防府市人材育成シート[62]」を活用して教職員が自己のよさや課題を明確にできるような取組を行っています。

60　**ほうぷ塾**：市教育委員会が主催する、採用５年次までの教員・臨時的任用教員のスキルアップを目的とした研修会。

61　**プレミアムほうぷ塾**：市教育委員会が主催する、「中堅期」にあたる教職員を対象とした研修会。広い視野をもって学校経営に主体的に参画できる資質能力を向上を図ることを目的とする。

62　**防府市人材育成シート**：各校において組織的な人材育成をしていくために活用できるシート。各項目について行った自己評価をもとに、指導にあたる教員とともに目標や課題を明確にし、次年度の育成計画を立案する際の資料とする。

施策の柱Ⅴ　郷土の文化・伝統の継承と創造の推進

基本施策Ⅴ－①　文化財の保存

現状と課題

生活様式が急速に変わりつつある現在、世代を超えて引き継がれてきた貴重な文化財が失われています。こうした現状をふまえて、文化財の保護・継承は行政や所有者だけでなく地域住民と協働で行うことにより、新たな視点で地域文化を捉え直し、文化財を単体ではなく、総合的な地域価値として活用していくことをめざした施策に全国的に転換しています。過疎化・少子高齢化が進行する社会情勢で地域文化を知って楽しめる機会を学校教育や生涯学習でどのように取り組んでいくかが課題となっています。

取組の方向性

○ 文化財の所在場所や性質を明らかにする把握調査を行って記録し、未指定を含む文化財情報の充実を図ります。

○ 文化財を継承するために、価値を損なわない適切な修理を行います。

○ 文化財保護に関わる地域住民・活動団体との連携を強化します。

○ 保存する部分の価値を見定めるため、発掘調査等の文化財調査を計画的に進めていきます。

主な取組

◆ 文化財調査の推進

地域の理解と協力をもとに文化財調査を推進し、文化財の存在意義や所在地域との関係性が明らかとなるように取り組み、説明会等を通じて、調査成果をわかりやすく公開していきます。

◆ 文化財保護活動への支援

市内各地域で活動する文化財保護に関わる団体の活動を支援します。

◆ 文化財の保存・管理の充実

地域らしさや文化財の特性を発揮した活動となるように、地元をよく知り、愛着心がある地域住民と連携した保存・管理体制を築けるよう取り組みます。

◆ 文化財の修復

文化財の価値が損なわれないように修理し、本来の姿を伝えるために復元する取組を推進します。

基本施策Ⅴ－②　文化財の活用

現状と課題

平成３１年（2019 年）４月に改正された文化財保護法が施行されたことで、保存された文化財を適切に活用していこうという機運が社会的に醸成されつつあります。地域振興や学校教育の素材として、真に文化財が利用される機会はまだ多くはないのが現状で、連携できる体制づくりや企画推進ができる人材育成が課題となっています。

取組の方向性

○ 地域の誇りである文化財が、地域づくりに活用できるように、文化財情報の公開を推進します。

○ 文化財に関わる情報が人とアイディアをつなぐ媒体となるような体制づくりをめざします。

主な取組

◆ 情報発信の充実

文化財や歴史資料のデジタル化を進め、ホームページやインターネット、メディア等を活用して情報発信を進めます。

◆ 文化財関係施設の整備と活用

文化財の保存・活用の考え方に沿った修復技術により、文化財の整備を行い、その価値や魅力を活かして利用できるように企画運営を図ります。

文化財郷土資料館を拠点として、調査・研究の成果等の情報発信を行います。

◆ 文化財を活用した学習機会の提供

文化財郷土資料館での講演会や体験学習等を実施します。また、市民ボランティアと連携し、市内の文化財や歴史遺産の見学、発掘調査の現地説明会、公民館等での講座・講演を行うなど、文化財、歴史遺産の活用を図り、魅力ある防府をアピールします。

また、学校教育や市民の学習活動の中で、文化財や歴史資料の活用を図ります。

◆ 地域等の歴史文化継承への支援

地域ならではの伝承や伝統技術を継承する活動に市の関係部署をはじめ、各種団体や関係機関との連携を図りながら支援を行います。

第５章　計画の推進に向けて

１　目標指標

（１）計画の推進

本計画を推進するにあたっては、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を認識しながら、連携・協働を強め、社会全体で教育の振興を図ることが重要です。

Ⅰ 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

No.	目　標　指　標	現状 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
1	「自分には、よいところがあると思う」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査より）	小　37.2% 中　27.1%	小中　80%
2	「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査より）	小　66.6% 中　39.7%	小中　80%
3	全国学力・学習状況調査の正答率の全国比	小＋1.3pt 中－1.5pt	全国平均以上
4	CEFR[63]　A1　レベル（英語検定3級）相当以上を取得している生徒の割合	16.1%	40%
5	英語（外国語）科の年間総授業数に対してALTを活用した授業時間数が20%以上の学校の割合	小　74.0% 中　74.0%	小中　100%
6	「5（小）／1・2（中）年生のときに受けた授業で、コンピュータなどのICT機器をどの程度使用しましたか」という設問に「ほぼ毎日」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査より）	小　10.2% 中　8.3%	小中　80%
7	平日、読書をする児童生徒の割合（全国学習・学力状況調査より）	小　82.5% 中　71.5%	小中　90%
8	全国学力・学習状況調査「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	74.1%	80%
9	不登校児童生徒の出現率	小　0.8% 中　4.3%	小　0.7%以下 中　3.8%以下

63　**ＣＥＦＲ：**Common European Framework of Reference for Languages（ヨーロッパ言語共通参照枠）の略。言語の枠や国境を越えて、外国語の運用能力を同一の基準で計ることができる国際標準。

10	山口県体力テストの総合評価がC以上の児童生徒の割合	73.8%	80%
11	地産地消導入率	73.3%	70%以上を維持
12	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の「個別の教育支援計画」策定率	小　69.0% 中　74.3%	小中　100%
13	「幼保・小連携教育研修会」に参加する保育園・所、幼稚園の割合	76%	100%

Ⅱ　地域ぐるみの教育の推進

No.	目　標　指　標	現状 （令和元年度）	2次計画目標値 （令和7年度）
14	「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」という設問に肯定回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査より）	小　59.6% 中　43.9%	小中　80%
15	「子ども110番の家」設置箇所数	612箇所	650箇所

Ⅲ　一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

No.	目　標　指　標	現状 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
16	「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」の利用件数	117件	130件
17	「生涯学習指導者バンク」登録者の派遣回数（年間）	164件	200件
18	市内で開催する人権学習に関する研修会、講演会等の回数（年間）	77回	100回
19	公民館利用者数（年間：延べ人数）	204,726人	220,000人
20	ソラール入館者数（年間）	59,172人	80,000人
21	図書館館外個人貸出者数(年間：延べ人数)	141,371人	147,000人

Ⅳ　安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

No.	目　標　指　標	現状 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
22	小中学校屋内運動場等の天井器具等の落下防止対策実施割合	34.5%	100%
23	家庭・地域と連携した防災訓練を実施した学校の割合	小　70.6% 中　45.5%	小中　100%
24	中学校区で、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った小・中学校の割合	小　64.3% 中　64.3%	小中　100%

Ⅴ　郷土の文化・伝統の継承と創造の推進

No.	目　標　指　標	現状 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
25	文化財郷土資料館入館者数（年間）	2,120人	3,700人
26	英雲荘入館者数（年間）	3,511人	4,700人
27	地域で開催される文化財に関する講座等への講師派遣回数（年間）	36回	45回

２　計画の推進

（１）計画の推進

本計画を推進するにあたっては、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を認識しながら、連携・協働を強め、社会全体で教育の振興を図ることが重要です。

（２）計画の周知

本計画の趣旨については、広報紙やホームページ等を通じて、広く周知を行い、教育関係者をはじめ市民の皆様の教育に対する意識を高め、理解と協力を得ながら円滑な推進を図ります。

（３）計画の進行管理と財政措置

本計画を着実に推進するためには、各施策の進捗状況について定期的な点検と結果の検証が不可欠であることから、毎年度、教育委員会が実施する「教育行政に関する点検・評価」制度により外部の有識者の知見を活用し、進行管理を行うとともにその結果を公表します。

また、計画の実現のため、毎年度、「教育行政重点施策」を決定し、ＰＤＣＡサイクルに基づく見直しを行い、次年度の施策や事業に反映させるとともに、本計画で掲げた本市教育のめざす姿を実現するため、施策の取組に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。なお、国・県等の支援制度についても積極的に活用します。

（４）関係部局との連携・協力

本計画の各種施策は、市長部局との連携・協力を図り展開していきます。

（５）計画の見直し
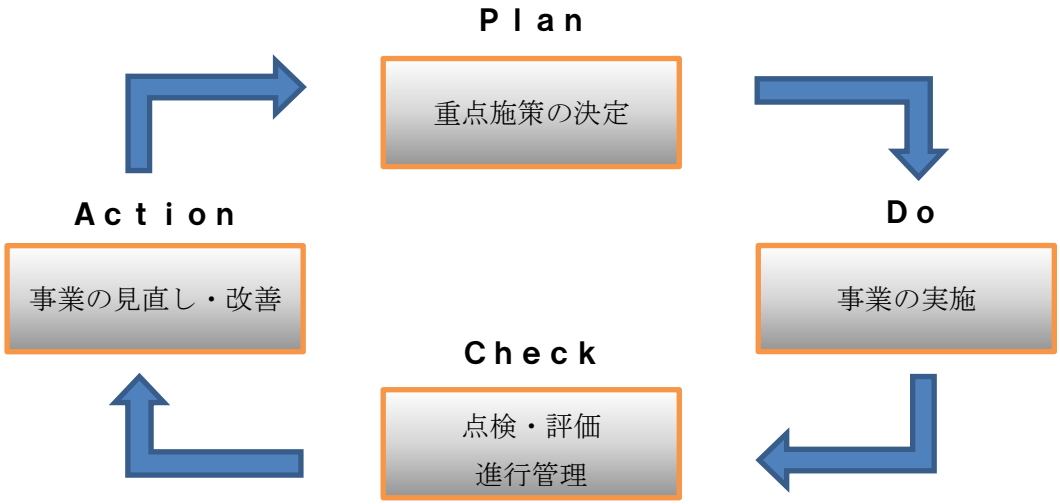
計画期間中に新たに生じた課題に対応するため、計画の見直しは必要に応じて行います。